

三春町告示第117号

平成27年12月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年11月24日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成27年12月3日(木) 午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成27年12月3日、三春町議会12月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 影山 初吉
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 佐藤 弘
16番 陰山 丈夫		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第 99号 財産の無償譲渡について

議案第100号 三春町長等政治倫理条例の制定について

議案第101号 三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議案第102号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第103号 三春町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第104号 三春町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第105号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第106号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第107号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第108号 ばんとうプラザ設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第109号 三春ふれあいの蔵設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第110号 三春町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第111号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第112号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて

議案第113号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議案第114号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議案第115号 田村広域行政組合規約の変更について

議案第116号 平成27年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

議案第117号 平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第118号 平成27年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第119号 平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について

議案第120号 平成27年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について

（議員提出議案）

議案第121号 三春町議会議員政治倫理条例の制定について

平成27年12月3日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 影 山 初 吉
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 佐 藤 弘
16番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 收 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	工 藤 浩 之	財 務 課 長	佐久間 幸 久
住 民 課 長	新 野 徳 秋	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	本 間 徹	保 健 福 祉 課 長	佐久間 孝 夫
産 業 課 長	佐 藤 哲 郎	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	増 子 伸 一

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	影 山 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	滝 波 広 寿

農業委員会会長	宗 形 義 匡
---------	---------

代表監査委員	大 津 茂
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成27年12月3日（木曜日） 午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議員提出議案の趣旨説明
- 第7 議案の質疑
- 第8 議案の委員会付託
- 第9 陳情事件の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、平成27年三春町議会12月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により7番佐藤一八君、8番渡辺正久君の
ご兩名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より12月9日までの7日間といたしたいと思いますが、ご異議ありま
せんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって本定例会の会期は、本日より12月9日までの7日間と決定いたしました。
なお、会期日程につきましては、お手元にお配りいたしました日程表のとおりといたしますので、
ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。
出納検査の結果について、監査委員より、平成27年度第6回、第7回、第8回の例月出納検査
報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしておきましたからご了承願います。

○議長 次に定期監査の結果について、監査委員より定期監査の結果について報告がありましたの
で、その写しをお手元に配布いたしておきましたからご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。
提出議案は、お手元にお配りいたしました議案第99号「財産の無償譲渡について」から議案第
121号「三春町議会議員政治倫理条例の制定について」までの23議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。
最初に、町長挨拶並びに町提出議案の提案理由の説明を求めます。
鈴木町長！

○町長 おはようございます。12月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提出する議案の
概要などについて説明いたします。

さて、東日本大震災から4年9か月が過ぎようとしております。

三春町内全域での除染作業の進捗や、県営あるいは葛尾村営の復興公営住宅建設など、時
間を要しましたが確かな足取りで進展が実感できた年ではなかったかと思えます。

しかし、一方では、国による除染廃棄物の中間貯蔵施設の整備が遅々として進まず、パイ
ロット搬出事業により北部地区仮置場から約1,000袋を搬出したに留まっていることは極めて
残念であり、先日、町と議会そして自主防災会の三者により、国に対して除染廃棄物の早
期搬出を強く要望したところであります。

今後も、引き続き、この問題と向き合って参りますので、皆様方のご支援をよろしくお願

い申し上げます。

さて、この一年を振り返れば、希望につながる明るい話題も数多くありました。

主なものとして、3月末に、福島遊学舎「ふくしまガイナックス」がオープンし、続く4月には「ふくしまディステーションキャンペーン」が開催され、今年も滝桜に多くの観光客にお出でいただくなか、中心市街地活性化事業「中町蔵」がオープンいたしました。また、今年には城山での「お城山まつり」も開催され、大変な賑わいをみせておりました。滝桜だけに留まらない通年型観光の芽を大切に育てて参りたいと思います。

初夏になり、6月にはブルーベリーシンポジウムも盛大に開催されました。7月末には、プレミアム商品券が発売され、商品券片手に買い物をした方も多いと存じます。

9月には町長選挙、町議会議員一般選挙が執行され、これからの4年間の体制が決定いたしました。

一方、人口減少、少子高齢化といった急激な社会変化に対応するため、昨年度末に第7次長期計画を策定し町の将来像や目標を設定しましたが、さらに、この10月には地方創生のための三春版総合戦略を策定するなど、町の未来への羅針盤となるべき計画を取りまとめました。

実りの秋を迎え、10月末には三春秋まつりが盛大に開催されました。11月には三春町合併60周年記念式典を開催し各種功労者表彰を執り行い、ふくしま駅伝では町の部総合優勝を果たすなど、皆様の日々のご努力と、ふるさと三春町に寄せる熱い想いを改めて感じた秋となりました。

以上、申し上げましたが、これからも、町民の皆様と力を合わせて、困難な課題を一步一步乗り越えて参りたいと考えております。なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、今定例会に提案しました議案につきまして、その概要を説明いたします。「財産の無償譲渡について」をはじめ、三春町長等政治倫理条例、個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定、非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例、証人等に対する実費弁償に関する条例、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、税条例等、国民健康保険税条例、介護保険条例、ばんとうプラザ設置条例、三春ふれあいの蔵設置条例、農業委員会委員定数条例、町営住宅条例の一部を改正する条例の制定、人事案件及び田村広域行政組合規約の変更について、並びに各会計補正予算5議案であります。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりでありますので、慎重に審議されまして、全議案可決いただきますようお願い申し上げますとともに、今年も、議会をはじめ、多くの町民の方々のご支援ご協力を賜りましたことに、改めて衷心より感謝申し上げ、12月定例会開会にあたっての挨拶といたします。

…………… 議員提出議案の趣旨説明 ……………

○議長 日程第6により、議員提出議案の趣旨説明を求めます。

影山議会運営委員長！

○議会運営委員長 議案第121号「三春町議会議員政治倫理条例の制定について」三春町議会議員政治倫理条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月3日提出。提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 影山初吉。

提案の趣旨は、町議会議員が、全体の奉仕者としていやすくも不正の疑惑を持たれ、若しくは政治的及び道義的な批判を受けることがないよう、その倫理の向上に努め、常に誠実公正にその職務を行うことによって町民の信託に応えるとともに、公正で民主的な町政の発展

に寄与するため、本条例を制定しようとするものであります。

なお、三春町議会議員政治倫理条例につきましては、別紙のとおりでありますので、慎重にご審議のうえ、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

……………・議案の質疑……………

- 議長 日程第7により、会議規則第37条の規定により提出議案に対する質疑を行います。
これは、議案第99号から議案第121号までの提案理由の説明に対する質疑であります。
議案第99号「財産の無償譲渡について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
議案第100号「三春町長等政治倫理条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
議案第101号「三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
議案第102号「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
議案第103号「三春町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
議案第104号「三春町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
議案第105号「三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
議案第106号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第107号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第108号「ばんとうプラザ設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第109号「三春ふれあいの蔵設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第110号「三春町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第111号「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第112号「副町長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第113号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第114号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第115号「田村広域行政組合規約の変更について」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第116号「平成27年度三春町一般会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第117号「平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第118号「平成27年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第119号「平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第120号「平成27年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第121号「三春町議会議員政治倫理条例の制定について」を議題とします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第99号から議案第121号までは、お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託並びに全体会審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託並びに全体会審査とすることに決定いたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

……………・陳情事件の委員会付託について……………

○議長 日程第9により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員付託につきましては、お手元の配布いたしました、陳情事件文書表のとおり各委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。

……………・散 会 宣 言……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

(散会 午前10時19分)

平成27年12月4日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 影 山 初 吉
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 佐 藤 弘
16番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 收 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	工 藤 浩 之	財 務 課 長	佐久間 幸 久
住 民 課 長	新 野 徳 秋	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	本 間 徹	保 健 福 祉 課 長	佐久間 孝 夫
産 業 課 長	佐 藤 哲 郎	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	増 子 伸 一

教育委員会委員長 職務代理者	橋 本 稔	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	影 山 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	滝 波 広 寿

農業委員会会長	宗 形 義 匡
---------	---------

代表監査委員	大 津 茂
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成27年12月4日（金曜日） 午前10時開会

第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。議長より傍聴者の皆様へ申し上げます。

本日は、お寒い中たくさんの皆様においでをいただき、本当にありがとうございます。また、中妻小学校の皆さんには毎年ですね、12月傍聴いただいております。感謝申し上げます。

私は、議員の改選後初めて招集されました10月1日の臨時議会において、議長となりま

した陰山丈夫と申します。もとより微力ではありますが、三春町議会の融和と発展のため、誠心誠意努力する所存でありますので、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本日は8名の議員が質問しますので、午後にも行うようになります。お時間の許す方は、ぜひ午後の時間にも傍聴いただければありがたいと思います。

定例会はですね、3月・6月・9月・12月の年4回ございます。6月・9月の一般質問はですね、休日開催を予定しておりますので、傍聴にお出かけいただければ幸いにございます。

○議長　それでは、会議に先立ち報告いたします。執行者側より、一身上の都合により、武地優子教育委員会委員長が欠席となり、教育委員長代理として橋本稔教育委員会委員長職務代理者が出席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いいたします。

○議長　それでは、ただいまより、本日の会議を開きます。

……………・一 般 質 問 ・……………

○議長　日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で、質問席において行います。

また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者一人につき、質問全体の30分以内の時間制限であります。

○議長　それでは、通告による質問を順次許します。

○議長　15番佐藤弘君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○15番(佐藤弘君)　先に通告してあります3件について質問いたします。最初に、子育て支援についてであります。

1. 少子化対策として、様々な取組みがなされておりますが、ほとんどどこの町でも行っています。「これぞ三春町」があっても良いのではと思います。保育料・幼稚園費無料等、できるだけ早めに取組みを、と考えますがいかがでしょうか。

2. 町として、今後考えられる、新たな支援策があればお聞かせ願います。

○議長　第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長　15番議員の質問にお答えいたします。子育て支援については、本年3月に策定した「三春町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、様々な取組みを実施しているところであり、町の自主財源による取組みとしては「子どものインフルエンザ予防接種費用の助成」や「幼児フッ素塗布事業」、「すくすく赤ちゃん応援成券支給事業」などを行っております。

また、ご指摘のとおり、他の市町村においても様々な子育て支援の取組みが行われていることは認識しております。

こうした状況を踏まえ、平成28年度予算編成に向けて、財源の確保策も含め、子育て支援の新たな施策として、保育所・幼稚園における保育料の減免措置の拡充を検討しているところであり、ご理解を賜りたいと思います。

○議長　質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君)　1点だけお聞きをしたいと思います。保育料等の減免措置の拡充なんですけれども、具体的にどうなのかということをなんです。できれば全面無料化というこ

とでやっていただければ、幸いなんですけれども、考え方の一つとしてね、こういうことも検討されるのかどうなのかだけお尋ねをしたいと思います。全く全員の無料化というのは、財政的にも非常に困難なこともあるだろうとは思いますが、いずれ金がないからできない、ではいつまでたってもできないということになるんで、どこの町でも当然無料化の問題は、今後の課題として考えられている。ただ、具体的な中味としてですね、やはりいわれるのは、認可保育所の問題、これは所得に応じてとられるということで、その他不認可のところは5,900円だ、こう決まっている。片方は、3万なり、4万なりの金を払わなくてはならない、そういう中で、いや、それは所得があつたら当然3万なり、4万とられても、という一つの考えがあるわけでありましてけれども、一般的にですね、認可でないところに5,900円でだしている方はですね、所得が多くたって関係ないですね。したがって、決まりだからということで、一般の方にですね、説明することも非常に難しい。これが制度なんだと言われると、何で制度なんだっていったって片っぽは、5,900円でいいんだ。私なんかは一人、3万なんですよ。この違いはどうなんですか、と言われた時にですね、なかなか説明ができない。したがって今後の課題だと思いますけれども、本来ならば一律、5900円、したがってそれ以上のことについては、町が負担をする。これがまず第1点考えられることではないか。

さらに、考え方としてですね、認可保育所の人最低、まず1万は当面だしてもらおう、1万以上かかる時は、町が負担をするとか、こういうような中味の検討も併せて検討されるのかどうなのか、お尋ねをしたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 再質問にお答えをいたします。今、というますかね、これから28年度の予算編成に入ります。財源、基本になる財源がどうなのかということは、これからでありますので、ただ、今日申し上げられることは、今までやってきたことに対してさらに拡充をすると、こういうことでの検討には入っていると、ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君) いわれているのは、だいたいそうなのかなという、察しはつくんですけども、拡充っていうのと、新たにやはり負担を少なくする具体的な方向としては、検討するのかなのかだけ、お聞きをしたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 いろいろご提案がありましたので、新たなことについて検討するかどうかでありますけれども、そういうことも含めてですね、全体的に検討しながら、やはり、基本になるのは財源でありますので、財源と併せて検討していく、ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○15番(佐藤弘君) 第2の質問であります。高齢者の健康増進についてお尋ねします。

一つ、60歳以上の健康診断受診率について、お尋ねいたします。

二つ目、現在取り組まれている健康増進の施策と、現時点での問題(課題)があればお聞

かせ願います。

三番、今後の取組みとして、考えられることがあればお聞かせ願います。以上。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 第2の質問にお答えいたします。平成26年度の国民健康保険特定健診の60歳から74歳までの健診率は42.53%、これは対象者数2,464人に対し受診者数1,048人であります。さらに、75歳以上の後期高齢者医療の受診率は18.1%、これは対象者数2,868人に対し受診者数519人でありました。

次に、町の健康増進の施策についてお答えいたします。

まず、特定健診未受診者に対する受診勧奨として、対象者全員に個別通知を9月に発送し、10月に電話による勧奨を行っております。また、11月から1月には、健診の結果、生活習慣の改善が必要となりました方に対して、保健師・栄養士等による個別面接や、集団を対象とした「健康生活チャレンジ生活習慣病予防術講座」を実施し、効果的な運動の方法や食生活のポイントについての助言や体験指導を行い、健診をきっかけとした具体的な生活習慣の改善について取り組んでいるところでございます。

今年度さらに新たな取組みとして、地区担当保健師と各地区まちづくり協会を軸として、「健康な地域づくり推進事業」を展開しております。これは、地域の方々に町の現状を知っていただく機会をつくり、地区の方々とともに健康づくり事業の企画を進める取組みでございます。この事業に先立ち、運動習慣の推進を期待して「スクエアステップリーダー養成講座」を開催し、今年度25名のリーダーを養成しました。また、食生活改善の推進のため、「ヘルスマイト養成講座」を開催し、21名のボランティアを養成したところでございます。

今後は、地域において実践の場をつくり、育成した人材が活躍していけるよう、地域ごとの取組みを企画・実施することを目標に、各地区まちづくり協会をはじめとして、関係者の方々とともに取り組んで参りたいと考えております。よろしく願います。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君) 74歳までの受診率、半分に満たない、こういう内容になっています。さらに、それ以上の方については、18.1%とかなり少ないということになるわけでありませうけれども、問題なのは一つは75前、60から75の間、ある程度健康診断に行かれる。こういう方が、健康を維持すると、このことに一番、まず取組みとして行われることだろうと思う。ただ具体的な取組みの中味としてですね、今、いろいろと答弁がなされましたけれども、一人ひとりの健康に関する意識の問題も当然あると思うんですけども、ここに朝日新聞、これは10月12日の新聞なんですけれども、高齢者のジムが社交場になっていると、こういうような、これは都会での話しなんだろうと思うんですけども、中味がね、要するに地方においては、病院が高齢者の社交場みたいになっていると、よく言われています。あの人は、今日病院にね、会話の中で、今日来なかったと、そういうような話ができれば大変な話、今はスポーツジム関係が高齢者の社交場だといわれているという書き方ですけども、三春町、そういう意味では、ジム、スポーツジムというますかね、そういうものがないですね、郡山、田村市あたりはある。有料、当然有料なんですけども、そういう場をどう、町としてですね、提起をしていくのか、以前に一般質問をして、私がしております。25年の12月なんですけども、この中で一般質問をしてその健康器具の問題で質問してます。町としては、いろいろ、簡易な健康器具を揃えております。ここで答弁されてんのは、保健センターと駅前健康

サロンについては、エアロバイクと、自動身長計付体重計、それから福祉会館と沢石はルームランナー、それから三春の里は、歩行者プール等と書いてあるわけですが、これらの利用の方法、利用の仕方について現在どうなっているのか、さらに、この辺についてもですね、かなりのPR不足なんではないか、したがってよくですね、郡山、さきほど言いましたけども、田村市にあるんですが、三春にそういう場所はあるんですか、なければ、ぜひやっぱりつくっていただきたい。こういう声があるんです。私の方も前に質問した時、簡易なものなんか保健センターなんかにも多分揃えてありますよ、って言うんですけども、そのことが分かっていない、っていうのか、PR不足だと思うんですけども、今後の健康づくりとしては、十分やっぱり活用できるね、モノを買って置いてあるんですから、それを使ってもらうような努力をお願いをしたい。

もう一つは、今、健康塾ですかね、にこにこ健康、かなりの方が参加をして取組みをされている。ただ、問題なのはよく行政懇談会でもそうですけど、男の方が少ない。なんとか男の方が参加するようにと、こういうような町から話があります。問題なのは、参加してくれなくて言いますけども、そういう中で、具体的にどう増やしていくのか、これはやっぱり、役場の方が行政の方が一人ひとり当たって参加しろってことでは、私は、今はそういう問題ではなくて、参加してる人がまず、もう一人を連れてくるとかね、地域でやはり増やす話し合いとしていくとか、そういうことが今、必要ではないか。ただ、少ない民生委員の方が歩きながら参加してくれと言ってもなかなか増えないのが、現状だと思いますので、そういう総括がどうされているのか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、運動のかたち、いろいろあると思うんですけども、それぞれの運動の仕方もね、違うんで、ある意味では、それなりに合わしたものをどう、町民がですね、要求をしてるのかという把握をですね、これは町だけじゃなくて、社協ともいっしょになって、または、地域に入って横のつながりの中で、ニーズをきちっと把握をしてですね、取り組みされてはいいかがかと考えますので、その辺、2点についてお答え願えればと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 お答えします。75歳前の高齢者に対しての維持が大切であろうということで、ジム活動あるいは健康器具の活用というふうなことでのご質問についてですが、さきほど議員の方から以前に質問をしたというふうなことを受け、健康器具の配置につきましては、町広報で26年の1月、さきほど申し上げられた保健センター、駅前健康サロン、福祉会館、沢石会館、それから三春の里の健康プールといったところについて、広報で皆さん、町民にお知らせをしたところでございますが、それからまた、相当期間も過ぎておりますので、再度、機会を捉えながら、町の広報などを活用しながらお知らせをしたいと思っております。併せまして、ジムの関係ですが、有料ではありますが、岩江地区に民間で整備したジムが整備されました。それによりまして、有料で高齢者のみでなく一般の町民が活用できるというふうなことが可能になりましたので、これらについても、併せてお知らせをしていきたいというふうに考えております。

それから、第2の男の方の元気塾参加率が低いといったことについてでございますが、さきほど答弁で申し上げましたが、今年度各まちづくり協会に出向いて健康な地域づくり推進事業ということで、保健師がいっしょになって地域の健康の状態、あるいは、こういったところを整備してもらえば、あるいはこういう活動してもらえばというふうな、お互いのキャッチボールをしながら、要望の把握をし事業化に向けていく、そういった事業を現在、取

組みをしてございます。これらについて要望を把握し、健康づくりにつなげていきたいと思っております。元気塾の男の方の参加率増加につなげることにつきましても、これらを活用していきたいと考えております。併せて先ほど、議員さん、議員が申し上げたようなことで、一般的な通知あるいはお知らせだけではなかなか利用につながらない、といったところがありますので、保健師の保健指導あるいは、民生委員の一人暮らし高齢者の訪問など、それらの機会を捉えながら、参加に促しをしたいと思っておりますし、実際参加している方の生の声を未参加、参加していない方に声をかけて拡げていければな、というふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君) 第3の質問です。地域包括センターについてお尋ねします。

1. センター構築の現状と、その活動状況についてお聞かせ願います。
2. 特に認知症患者の把握とその対策(地域見守り隊)等について十分な取組みがなされているのか、現状について、お尋ねいたします。なお、現状問題があれば、今後の取組みについて考え方をお聞かせ願います。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 ご質問にお答えします。地域包括支援センターについては、平成18年4月より社会福祉協議会に業務を委託し、現在、保健師1名、主任ケアマネージャー1名、社会福祉士3名による5名体制で活動しております。その内容としては、要支援に認定された方のケアマネジメントやケアプランの作成をする介護予防支援業務と、高齢者やその家族に対する総合相談、権利擁護業務となっております。町内事業所のケアマネージャーに対する支援等を行い、町との連携をしながら進めております。

毎月10日には、町との定例会を開催し、活動内容の確認や情報共有等、業務が円滑に運営できるよう連携を図っております。

次に認知症高齢者についてであります。現在、町内の要介護認定者は約900名であり、そのうち日常生活に支障をきたすような症状や行動が見られる認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の認知症の方は、約500名いらっしゃいます。

このような中で、町では平成19年から、町民の方々に認知症に対する理解を深めてもらうことを目的に、認知症サポーター養成講座を実施しており、現在までに約1,000名のサポーターが誕生しております。これまでは成人の方がほとんど対象としておりましたが、今後は児童・生徒に対しても認知症への理解を深めてもらえるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、毎月第3火曜日には福祉会館内において、「ほ〜っと倶楽部」が開催され、認知症の方を介護されている方々が集まり、介護や認知症の話だけではなく、自由に何でも話せる「ほ〜っとできる場」となっております。

しかしながら、今後ますます増加が予想される認知症の方への見守り支援を行政だけで行うことは困難であり、地域住民の皆様の協力が不可欠であると考えております。

そのためには、先にも申し上げました認知症サポーター養成講座の開催を、町立三春病院とも連携して今後も継続し、年齢問わず認知症に対する住民理解を促進するとともに、地域

の認知症の方々への見守り支援の在り方について、まちづくり協会などを窓口にして、地域住民の皆様と話し合いをして参りたいと考えております。

課題としましては、平成29年度末までに、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を地域包括支援センター等に設置することになっており、医療機関などの関係機関と連携を密にしながら取り組んでいきたいと考えています。

このように、地域包括支援センターは、今後も機能強化が求められるとともに、総合相談や虐待等に関する人権擁護業務も年々増加が予想され、さらに早い対応が求められます。現在は、社会福祉協議会に委託し実施しておりますが、その運営方式も含めて、機能強化策についても関係機関と協議しながら引き続き検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○議長 ちょっとお待ちください。中妻小学生が帰ります、退席しますので。

○議長 質問どうぞ。

○15番(佐藤弘君) 地域総括センターの関係なんですけども、非常に私からみても難しい問題であると、こう思います。ただ、具体的に何をするかという、具体的な中味になれば、そう問題ではないんですけども、ただ、具体的な中味をどう作るのかというのが大変な話だろうと思います。行政だけでできる話ではない、答弁の中味についても地域といっしょにとすることで答弁がありましたけども、まさにそのとおりだと思っています。その上にたってお尋ねをしたいと思うんですけども、認知症の問題ね、これサポーター養成、1,000名のサポーターが誕生してます。1,000名もいるのかなあと驚いてはいるんですけども、1,000名の方がそれぞれの地域にまちづくり単位でいますと、7つですかね、地域においてどれほどの人数になっているのか、ある意味では偏っているのか、簡単に言えば、沢石に500人はいるよと、あと、三春町のまちづくりからいうと、10名くらいしかいないよとかね、こういう偏りがあるのか、ただ、答弁でもありますとおり、それぞれ今後の問題として、地域の中でどう支えあっていくのか、この認知症のサポーターの養成が終わって、人数が1,000名ほどいるっというのは、大変すばらしいことだと思うんですけども、具体的にその先がどうなのか、29年度末までいろんな面でやればいい、要するにオレンジプランの5カ年計画が29年になるだろうと思いますので、その方向で取組みはされているということは間違いないと思うんですけどもね、ただ、いずれ今のケースですと、かなり遅くなるのかという、したがって、具体的に一つの地域、仮に三春まちづくり協会であればね、一つの地域をモデル的に取り組むとか、サポーターが一番多いね、地域にはこの地域だよということであれば、そこを一つ具体的に認知症の人らを含めてですね、介護の問題も含めて話し合いを進めていく、一つのモデルを作ってやるべきではないか、このように思うんですよ、全般的に取組みなんていっても、かなり私は、難しい。もう一つは地域包括センターに集めると、こういうこともいわれていますけれども、把握として地域総括センターで把握することはいいんですけども、具体的な取組みとしては、まず、各地域ごとの取組みに当然ならざるを得ない、と思うんですね、他の自治体で見守り隊も作っているよと、こういう自治体もあるようなんです。ただ、町全体がそうなのかという、そうではなくて、やはり、町の中の一つの地域で見守り隊もできたよと、こういうような話もあるようでありましてけれども、三春町としてもですね、そういう意味で一つのモデル地区を作ってね、やってはいかかと、思いますので、その辺についての考え方をまず、お聞きをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長　お答えします。認知症サポーター養成講座、こちらにつきましては、さきほど答弁で申し上げましたが、平成19年から実施し、取り組みをしてきております。地域の多い少ないの内容のご質問かと思いましたが、各団体ごとに実施をしております。これらにつきましては、地域、町中の町内のいろんな団体に対象として実施をしております。婦人の団体、あるいは高齢者の団体、あるいは行政の役職を持った方々、そういった方、商工会の方々、そういった幅広い方々に取り組みをしていただきたいたいということで、日程を調整し、養成講座を今まで実施しております。これらにつきましては、29年度で終了するわけではなく、今後も重要性を認識しながら、各団体に対して養成講座の継続的普及を図って参りたいと考えております。それから、見守りについての関係ですが、サポーター養成をした多い地域、少ない地域、そういったところの取り組みをモデルにしてはどうだというふうなことでございますが、そういったものも参考にしながら、さきほど健康づくりで申し上げましたが、健康づくり推進事業というふうなものを今年度、各まちづくり協会に働きかけをして地域の問題、そういったものも健康だけでなく、認知症に対しての部分も聞き取り、あるいは要望もしていきながら、事業化に取り組みたいというふうなことで考えておりますので、それらを十分に踏まえて、各まちづくり協会と十分な議論をしながら、いい策を地域ごとに特色があるものについて取り上げて、取り組みをしていきたいと思っております。サポーター養成講座の受講者の多い、少ないの地域についてのご意見は参考にして、今後進めて参りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君)　1点だけ、最後にお尋ねしますけども、各まちづくり協会、地域ごとに把握をすると、当然そうだと思うんですけども、要するに把握後にですね、さきほど申し上げましたけれども、全体的にそれぞれ取り組めってということじゃなくて、把握の中で、あっ、ここだったらできそうだと地域があればね、やっぱりモデル的にやるということは、私は、それはやっぱりすべきだろうと思うんです。それは、町、行政だけでね、できる話ではさきほどからないってということで、社協さんもそれから地域サポーターの皆さんもね、含めて横のつながりの中で、どうするのかってということが、当然話をされるわけですけども、一つのモデル地区を作ってやるべきだと思うんですけども、その辺についてだけお聞きをしておきたい。

○議長　当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長　議員、ご提案のとおりモデルを作って取り組んではということも参考にしながら、今後検討して参りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長　6番鈴木利一君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番(鈴木利一君)　先に通告してあります3点についてお伺いしたいと思っております。1点目ですが、世界保健機関、WHOですが1994年にピロリ菌を発がん物質に指定しております。そして、2014年には胃がんの再がんの原因の8割は、ピロリ菌の感染が原因で

胃がん対策にはピロリ菌の除菌を中心にすべきという報告書をまとめています。一方、日本の厚生労働省は、今年9月に発表した中間報告の中で、胃がん対策として新たに内視鏡検査が加わりましたが、ピロリ菌検査については、科学的根拠が十分でないとして見送られております。そうした中でも、平成25年には除菌治療が保険適用になったこともありまして、胃がん検診に胃がんによる死亡を減らそうと、抗体検査を導入する自治体が増えてきております。集団検診の検査項目に追加をし、胃がんの発生予防に努めてはと思っておりますが、追加する考えはあるかお伺いしたいと思っております。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 第1のご質問にお答えします。はじめに、全国統計において、胃がんは悪性腫瘍の罹患の第1位であり、がんでの死亡の第2位となっております。胃がんの対策は重要な課題であります。

ご指摘のとおり、胃がんの発生には塩分の高い食品を摂取することや、喫煙に加えピロリ菌の感染が大きく関与するとされております。27年の厚生労働省の調査では、市区町村の胃がん検診の方法別実施率は、バリウム検査が99.8%、内視鏡検査が20.3%であり、ピロリ菌抗体検査は6.0%となっております。

県内での取組状況としては、2つの市町が試験的にピロリ菌抗体検査を実施しましたが、実施機関の体制がまだ十分でなく、本格的な導入は難しいというのが現状であります。

また、胃がん検診の効果的な検査方法については、平成27年10月に厚生労働省から「がん検診のあり方検討会の中間報告」について情報提供があり、胃内視鏡検査が正式に認められ、対象年齢の見直しも示されたところでございます。併せて、ピロリ菌抗体検査については、死亡率減少効果について、今後さらなる検証が必要であると示されており、これを受け国の指針が今後示される見込みとなっております。

これを踏まえ、町としましては、ピロリ菌抗体検査について一定の効果が検証されれば、取組みに向け対応して参りたいと考えております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○6番(鈴木利一君) 一定の成果が検証されればということなのですが、ピロリ菌の感染についてはですね、若い人では2割、50代に至っては7割から8割の人がピロリ菌に感染しているといわれております。胃がんを予防するには、まず、胃炎になる前にまず、除菌をする必要があるといわれております。ここで内視鏡検査が検診の項目に入りましたが、ピロリ菌の抗体検査や呼気検査・吸気試験などによってですね、このピロリ菌の検査ができるわけであります。内視鏡検査よりも体に対する負担が非常に少ないというメリットがありますので、ぜひとも取り入れてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 お答えします。ピロリ菌検査の方法につきましては、いろいろな方法がございまして、さきほど答弁で申し上げたとおり、今後厚生労働省の方で、検討した内容の指針が示されますので、それらを参考にしながら検討して参りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○6番（鈴木利一君） 厚生労働省の結果待ちということなんだろうが、すでにですね岡山県の真庭市ではですね、平成23年からすでに取り組んでおります。真庭市では平成25年にすでに中学生まで対象に入れている、というかなり先進的に取り組んでおるところもありますので、ぜひともですね、我が町でも厚生労働省の結果報告待ちということではなくてですね、早急に取り組むべきと思いますがいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 お答えします。今、先例の事例などご紹介いただきましたが、それらを含めご意見として賜り、検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

鈴木利一君！

○6番（鈴木利一君） 2点目の質問ですが、白河市では65歳以上の元気な高齢者が介護施設や要介護宅、家をですね、訪問して、介護支援活動にあるとポイントがもらえる事業を開始をしました。これは、訪問する側とされる側のふれあいを通して、介護予防や寝たきりの改善にもつながる、また、高齢者の生きがいにも、生きがいづくりにもなるということを目指しております。こうした事業を行うことにより、将来的には介護給付費の削減により、保険料の高騰を抑制することができると思いますが、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。65歳以上の元気な高齢者による「介護支援ボランティア・ポイント制度」については、町としましても、高齢者自身が生活支援サービスの受け手としてだけでなく、地域を支える担い手として介護支援活動に積極的に参画していくことが、高齢者自身の介護予防と、三春町における社会資源の充実につながると考えてます。

平成28年度中の実施に向け、三春町にあった「三春版ポイント制度」の内容として、介護ボランティア活動と健康づくりを大きな軸として考えております。付与されるポイントは商品券を交付し、生活負担の軽減にしている自治体が多く、これらを参考にして参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○6番（鈴木利一君） 平成28年度から実施したいということではありますが、実施に当たってはですね、受入先の施設やボランティアの登録ということで、いろいろ事務的なことも含めて、かなりあると思います。ましてや、窓口になる部分ですね、も必要かと思いますが、まず、これいつ頃を目標として考えているのかお伺ひしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 取組実施についての時期についてのお質しかと思いますが、お質しのとおり受入施設の周知、あるいは実施する登録制度、登録者の周知、そういったものについても時間を要することありますので、当初からではなかなか難しいところがあるかと考えております。現在のところは、28年度前半の時期に実施に向け、取組みをしていきたいという

ふうにご考慮しておりますので、よろしくご願ひします。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

鈴木利一君！

○6番(鈴木利一君) 手話通訳者の育成と確保についてであります。1点目、手話教室終了後の修了者の育成はどのようにご考慮しているのか、伺いたしたいと思います。

2点目、聴覚障がい者の来庁した時の窓口の対応について、どのようにご考慮しているのかお伺ひいたしたいと思います。

3点目、聴力障がい者に対してマイナンバー制度の説明はどのようにするのかお伺ひいたしたいと思います。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 1点目の手話奉仕員養成講座につきましては、昨年度より開講し、昨年度の入門課程35時間、今年度の基礎課程45時間を15名の方々が継続受講し、今月14日をもって厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムに定める全ての課程が、修了する予定でございます。

これにより手話特有の表現方法や日常の単語などの基礎的学習が一段落いたしますので、習熟度の高い方については手話奉仕員としての登録のうえ、意思疎通支援事業への積極的なご協力をお願いしたいと考えております。

また、登録した方も含め、今回手話奉仕員養成講座を修了される方々には、引き続き町内の手話サークルなどに積極的に参加いただき、地元聴覚障がい者との交流や学習を通して、更なる手話技術の向上が図れるよう支援して参りたいと考えております。

2点目の聴力障がい者の来庁時の対応につきましては、来庁される方は一般的に、手続き等に複雑な内容を含む場合が多いため、主に筆談による対応をさせていただいております。

なお、現在、役場職員の中で手話対応ができる者が3名おり、その職員による対応も行っております。

今後も、職員に手話の習得を勧奨するなどして、来庁者の利便性向上に努めて参りたいと考えております。

3点目の聴力障がい者へのマイナンバー制度の説明については、町民の皆様には文書による説明を行っているところであります。

来庁された際には、先ほどもお答えしたとおり、筆談や可能であれば手話等でご説明させていただきますと考えております。

なお、内閣府においてはマイナンバー制度に関するホームページを開設してございます。

「よくある質問」や「最新情報」等が掲載されておりますので、ご覧いただくことができます。また、内閣府のコールセンターも開設されており、聴力障がい者の方々からのご相談はファックスにて対応も可能となっておりますので、ご活用いただきたいと思いますと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○6番(鈴木利一君) まずはですね、2年間の手話教室、時間的には本当に100時間にも満たない時間で終了というんですが、手話が分かるのと、通訳者、これは明らかに違うというのは、まず、理解してほしいと思います。手話が分かるっていうのは、本当にちょっ

とした単語が分かる、それでも手話が分かるっていうことになるんですが、通訳者は人の意見を相手に伝えなければならない、ということがありますので、非常に難しいわけでありませぬ。手話はですね、毎日使っている人で通訳者になるのに3年かかるといわれています。毎日使ってます。だからここで、教室修了っていうことで100時間にも満たない人が通訳者になれるか、ほとんどこれは無理です。それ以上の経験がないと、なかなか難しいということなまず、理解してほしいということなんです。それで、聴力障がい者の方が、来庁した場合に、その単語だけが分かるからすべて、対応できるかということではないと思うんですよ。そういった意味でも以前には、保健福祉課の方に臨時で手話のかなりできる方がいて、本当に重宝したと思うんですが、今現在、手話がちょっと分かる人が3名の方ですか、いるということななかなか思ったように聴力障害、聴力に障害を持った人たちが来庁した時に思ったことが言えないということが現実なもので、ぜひともですね、窓口、役場の庁舎に役場の職員として1人、通訳者、そのくらいの実力を持つてる人を採用してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 先程、ご指摘があったとおり、3年程度の実務経験が必要ということは、様々な資料などで承知いたしております。今、ご指摘のありました職員についても、そういった技能の向上というふうなご指摘かと思っております。今後、そういった実務経験も併せて考えまして、そういった資格、通訳士ということになろうかと思うんですが、そちらに向けて職員の育成計画、あるいは採用計画の方で、これはある程度の時間をいただくこととなりますが、そういった方向で検討させていただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○6番(鈴木利一君) 手話サークルの方との交流を進めてほしいということではありますが、手話サークルは個人の集まりでもって皆さん、お仕事を集まってるということなですね。先日、手話サークルの方にお邪魔をして皆さんの意見を聞いたんですが、その中で、とにかく町からのテコ入れがほしい、例えばですが、当日、まほらの会場を使っていたんですが、会場費は減免で無料ということですが、暖房費がかかって大変だと、なかなか思ったように開けないというのが現状だということなんですが、その辺の対応ですね、含めて考えられるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務福祉課長！

○総務課長 今、ご指摘でございました手話サークルの具体的なテコ入れの件ですが、今言った暖房費などの支援とか、そういった様々なご要望があろうかと思っております。担当課の方とも協議いたしまして、とにかくできるものについては、すぐにでも対応して参りたいと思っております。あとは、その手話サークルの方の今現在課題になっているところを、そういったことをお聞きしまして、ある意味、中期的・長期的な対応を要するものについては、その方向で整理をさせていただく、ということでご了解いただければ思っております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○6番(鈴木利一君) マイナンバーの関係なんですが、なかなかマイナンバー自体が一般の人でも分かりにくいってのが、これ現実だと思うんですよ、ここにまず一番最初の回

答で、内閣府のコールセンターがあるじゃないかという答弁ですが、コールセンターどうやって聞くのかなど、まずそう思いました。そして、この後ですね、各地区においてマイナンバーの受付をするわけですが、各地区に聴覚障がい者の方が、受付に行った場合、本当に対応できるのか、という心配があるんですがいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 先程の内閣府のコールセンターでございます、当然電話による問い合わせを行っておりますが、もちろん聴覚障がい者の方に向けて、FAXで質問をできるというような体制もとっております。そちらの番号なども公開されております。参考のために申し上げますと、東京03-3506-3852といったFAX番号をホームページなどで公開しております。当然、FAXによる対応が可能ですので、聴覚障がいをお持ちの方は、こういった手段もお使いいただけるという趣旨で、先程お答えさせていただきました。よろしくご理解をお願いしたいと思います。あと2点目の各地区の、地区で様々な、様々というか、マイナンバーカード取得に向けた受付をこれから地区ごとに開催して参ります。その際に、聴覚障がいをお持ちになった方がおいでになった場合、これは、当然第一義的には、先程申し上げたとおり、筆談でさせていただくようになるのかなかというふうに考えてございます。あと、場合によっては、いわゆる支援をされる方、親族の方のご同行、あるいは支援をされている方のご同行も考えられますので、そういった方にもご協力をいただきまして、ご本人の希望がかなうように沿っていきたいというふうに考えてございます。基本としては、やはり、今現在は筆談になるのかなというふうに考えてございます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○6番（鈴木利一君） マイナンバーのですね、受付などについては、一度ですね、手話サークルなどに出向いて行って説明をして、そこで受付をするというような手段もあると思うんですが、そんなことで対応してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野住民課長！

○住民課長 手話サークルの方に出向いてというお話でございます。今月の土日、具体的には6日からですね、各地区にお邪魔をいたしまして、特設会場ということで申請の方を開始させていただきますが、ただいまご要望のありましたサークル、あるいはそれ以外の団体等でもご希望、そういったことがございますれば、できるだけそういった意向に沿えるように出向くこともぜひ、やっていきたいというふうに考えておりますので、個別にご相談の方、よろしくお願ひしたいなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 5番山崎ふじ子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番（山崎ふじ子君） 先に通告しておきました3点について、質問いたします。まず、第1に鈴木町長の所信と安倍政権に対する評価を伺いたいと思います。鈴木町長が今後4年間、町民の1番身近な行政として「町民の生命と暮らしを守ること」を基本に町政を進めていくとお考えのことと思いますが、その基本となる施策等の所信を改めて伺いたいと思います。

次に、鈴木町長の安倍政権に対して2点に絞ってお聞きしたいと思います。様々な施策を進めていく中で、国政が町政に与える影響は大変大きいと思います。

1点目は町民の生命の問題です。安倍政権は集団的自衛権行使容認を閣議決定し、憲法を誰よりも遵守しなければならない行政の最高責任者が、多くの法律に関わる人々が憲法違反と指摘した安全保障関連法を強行可決いたしました。我が三春町議会では9月議会において、平和を守る町民の声として、全会一致で集団的自衛権行使容認に反対する意見書と安全保障関連法案の廃案を求める意見書を採択しております。日本が戦後70年平和国家として国際的にも認められてきた、貴重な財産を失い、来年の施行からは戦争できる、戦争する日本が現実となって迫っている状況について、どうお感じか伺いたいと思います。

2点目はお年寄りの暮らしに関わる年金・医療・介護の問題です。三春町も人口に占める65歳以上の方々が29.79%、約30%となっており少子高齢化社会という言葉が頻繁に聞かれるようになっております。最近ニュースで電気を止められ、ろうそくで暮らし、失火して焼け死んだり、介護疲れや将来の生活の不安から無理心中や殺人事件が報道されています。いずれも、ご高齢の方々の事件であります。三春町ではこのような事件は、聞き及びませんが、年金支給の減額、医療制度の改定、介護保険料の増額や制度の改定などによって益々高齢者の暮らしが圧迫されているのではないのでしょうか。これ以上の制度改悪は許されないとと思いますが、鈴木町長の率直なお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 5番議員の質問にお答えいたします。ご質問にありました所信につきましては、10月1日の臨時会のあいさつの中でさせていただいたところではありますが、再度、私の所信を申し上げたいと思います。

私の町長就任当初からの姿勢として、「町民の目線に立った町政運営」を行って参りましたが、今後も引き続き「町民の目線に立って」を心がけて参りたい、このように思います。

そのために、町民の皆様の信頼と期待に応えるべく、様々な取組みを進めていきたいと考えております。

まず、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染についてですが、町民の皆様のご理解とご協力のもと、住宅地や道路の除染を進めてきており、平成28年度中に町内全域の除染作業を終了させるとともに、除染廃棄物を中間貯蔵施設へ早期搬出できるように努め、一日も早く安全安心の「ふる里」三春町を取り戻したいと思っております。

次に、旧三春中学校の利活用、役場庁舎をはじめとする老朽化が進む施設の修繕・建替えなど、公共施設について、町民の利便性などを考慮しつつ、整備を進めて参ります。

また、少子高齢化時代に対応したまちづくりについては、地域医療の充実や高齢者福祉・障がい者福祉などの福祉体制の充実、妊婦・子どもの健康増進、幼児教育及び保育の充実などの子育て支援を行うとともに、町政の積極的な情報提供に努め、協働と町民参画によるまちづくりを目指します。

さらに、通年型観光の推進について、福島県が整備を進めている環境創造センターや旧桜中学校に誘致したアニメーション制作会社などと連携し、交流人口の拡大を図るための施策に取り組んで参ります。

そのほか、昨年策定した第7次三春町長期計画に掲げる「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり」、「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」、「豊かな心と文化を育むまちづくり」、「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」、「産業が育ち魅力と活力にあふれるまち

づくり」、「協働と町民参画による自立したまちづくり」の6つの基本目標を達成させるための様々な取組みを進め、「より良い三春町」となるよう、議員の皆様をはじめ、町民の皆様と議論しあいながら、4年間の町政運営に努めて参る所存であります。

2点目の安倍政権に対する評価であります。これまでの様々な施策の中で、評価できるもの、できないものがあると思います。

具体的に申し上げることは控えますが、ご質問にあったとおり、国政が町政に与える影響は大きなものがあり、今後の政権運営については注目するとともに、期待もしているところでもあります。

安全保障関連法については、国の安全保障に関する内容について意見を申し上げることは差し控えたいので、ご理解いただきたいと思います。

次に、年金減額、医療制度の改定、介護保険料の増額等、制度改定についてであります。この問題については、様々な要因がありますが、少子高齢化社会の進展が大きな要因の一つであると考えております。

これは全国的な問題であり、一朝一夕に解決できることではありませんが、町としては様々な施策を検討し、高齢者が暮らしやすいまちづくりを進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 町の運動施設の利用料について質問いたします。各スポーツ協会への補助金はいくらか。また、その使い道についてはどのように把握しているのかを伺いたいと思います。

2点目、町営体育館及び各学校の体育館など、全てのスポーツ施設の利用料を無料にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、利用料が無くなれば、利用施設による不公平感を無くし町民の負担が軽減されると同時に、スポーツに親しむ機会が増え、町長が日ごろおっしゃっている健康寿命を延ばし、強いては、国保財政にも役立つのではないのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

滝波生涯学習課長！

○生涯学習課長 第2の質問にお答えいたします。三春町体育協会への補助金は、22万円ですが、各加盟団体の活動を支援するため平成26年度から新たに体育協会へ交付金として69万円を交付しております。

補助金等は、体育協会へ交付し、実績報告として事業報告書、収支決算書、各加盟団体の総会資料を提出いただき確認しております。

2点目ですが、町民体育館は、三春町体育施設使用料条例により徴収しておりますが、各学校体育館は、学校体育施設開放事業により地域に無料で開放しております。

また、体育施設の利用において、体育協会加盟団体の使用料は、使用料条例の減免規定により各種大会若しくは講習会で使用する場合、全額減免とし練習で使用する場合は、2分1の減免としております。

体育施設の維持管理には、多額の経費負担となっておりますので、受益者負担の観点からも使用料条例に基づき使用料の納入をお願いして参りたいと思います。

3点目ですが、健康増進におきましては、各担当課等において様々な施策を実施しているところです。例えば、ゲートボールやグラウンドゴルフ、カラーリング教室など、いろいろ

な取り組みをしているところであります。大会開催の際は、町の体育施設を利用させていただいているところです。今後とも、町民の健康増進を図り、健康寿命を延ばすよう支援して参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君！

○5番（山崎ふじ子君） 三春町にはスポーツ協会加盟団体、14団体、延べ1,394人が登録されておりまして、先の市町村駅伝大会では、町の部優勝というすばらしい成績を収められ、スポーツの盛んな町だと認識しております。私の所属しておる家庭バレーボール協会では、11チームあり、それぞれ学校体育館や町民体育館で練習を週1回以上行っております。それぞれのチームの都合により、各体育館を使用しておりますが、町民体育館については利用負担があり、1回の練習で600円です。10代から70代まで幅広い方々が、参加しており年齢の異なる方々の交流の場としても、とても良い活動と思っておりますが、少しずつチームが減ってきているのも現状です。好きなことは継続の力となります。元気で長生きするためにも、さらに、スポーツを楽しむやすい環境を整えていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

滝波生涯学習課長！

○生涯学習課長 再質問にお答えいたします。ご指摘のとおり体育協会加盟団体、1,000名以上おりまして、その団体の活動におきましては、なかなかスポーツに親しんでいく方々が減少していくということは、存じております。これにつきましては、スポーツ少年団もいっしょでございます。これらを打開すべく、先程、答弁で申し上げましたように、平成26年度から新たに交付金として、各団体のそのような使用料とか、備品購入、いろいろな活動面に使っていただけるように支援をしているところでございますので、使用料についても、そちらを活用していただきたいと存じますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第3の質問を許します。

○5番（山崎ふじ子君） 3点目の質問にうつります。臨時給付金と福祉灯油券について伺います。まず、臨時福祉給付金について、対象者は何人でしょうか。そのうち受給を受けられた方は、何人でしたでしょうか。また、給付を促進するための方策はどのように行ったでしょうか。

次に福祉灯油券について伺います。対象となる方は何人でしょうか。そのうち受給を受けた方は何人でしたでしょうか。受給を促進するための対策はどのように行っていますか。

また、これまでもこうした福祉関連の事業がいくつかなされたと思っておりますが、その対象者に対しての実施割合の数が分かればお聞きしたいと思っております。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 5番議員のご質問にお答えいたします。はじめに臨時福祉給付金についてでございますが、平成27年11月25日時点で、申請書送付対象者が3,378名、うち2,633名、約77.9%の方からの申請を受付しております。

次に福祉灯油券についてでございますが、同じく平成27年11月25日時点で、申請書送付対象者が1,142名、うち866名、約75.8%の方から申請を受付しております。

臨時福祉給付金及び福祉灯油券ともに受給を促進するため、給付基準に該当するであろうと思われる方に対して、直接案内文書と申請書を送付するとともに、町広報誌及びホームページなどを通して周知を図っております。

なお、臨時福祉給付金につきましては、申請期限を当初11月30日までとしておりましたが、国で定める最長期限である来年2月末まで延長するとともに、再度、町広報誌や町ホームページ、防災行政無線により申請勧奨に努めて参りたいと考えております。

また、平成27年度は臨時福祉給付金と福祉灯油券以外の事業として、子育て世帯臨時特例給付金と子育て支援生活券の交付を実施しております。

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、児童手当受給者のうち特例給付以外の方がその給付対象となっており、27年11月25日時点で、対象者1,174名のうち95.0%にあたる1,115名の方から申請を受け付けております。臨時福祉給付金と比較して、申請率が高いのは、毎年提出が義務付けされている児童手当現況届と申請書とがセットとなっているためであると考えております。

また、子育て世帯支援生活券につきましては、18歳以下の児童を3人以上養育する保護者を対象に交付するもので、住民基本台帳に基づき対象となる241世帯を抽出し、今年度の7月下旬に、すべての養育者への交付が完了しております。

申請の煩わしさから一部の方々が恩恵に浴することができないとのご指摘でございますが、臨時福祉給付金及び福祉灯油券につきましては、町民税非課税の方々がその給付対象であり、税務情報を確認することへの同意を得ることと併せての申請行為が必要であることをご理解いただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君！

○議長 山崎さん、先程ね、質問事項で1.2.3.4.5とその下、「これからの事業は福祉対策の一環として」が発言されていなかったんですね、ですけども通告されてて、やさしい保健福祉課長答弁してしまいました。引き続き質問お願いします。

○5番（山崎ふじ子君） 大変失礼しました。計算によりますと、臨時福祉給付金の未申請者の方が、745人とかなりの数の方がいらっしゃるようですが、2月末まで給付を延長されたことは評価いたします。ぜひ、これから寒さに向かいまして、両事業とも低所得者の方にとっては、大変ありがたい事業と思いますので、新年度予算の編成の時期とか、かなり非常に忙しいとは思いますが、役場職員の方々総出で100%の受給を目指して、お手伝いされるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 お答えします。期間の延長したことによりまして、現在も申請受付をしております、実際に申請に来庁して手続きを完了している方がございます。これらについては、先程の答弁でも申し上げましたが、町広報・ホームページ、あるいは行政防災無線、そういったものを活用し、また、会合があるたびに促しをして、未申請者に対して勧奨して参りたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 4番松村妙子君、質問席に登壇願います。第1の質問を許します。

○4番（松村妙子君） 議長に許可を得ましたので、先に通告しました2点について質問させていただきます。

はじめにマイナンバー制度についてであります。赤ちゃんから高齢者まで日本に住民票があるすべての人に割り当てられる12桁の個人番号です。2016年1月から本格的な運用がスタートします。

一つには、これまでマイナンバーがなくても生活に支障がなかったと思いますが、なぜマイナンバー制度を導入するのかお尋ねします。

二つ目には、通知カードや個人番号カードに視聴障覚者、視覚障がい者、また高齢者に対する配慮はされているのかお尋ねします。

三つ目には、通知カードの送付や個人番号カードの取得の際に、DV被害者等に対する配慮はされているのかお尋ねします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 マイナンバー制度については、法律に基づき実施される制度になりますが、これまでも、例えば、福祉サービスや社会保険料の減免などの対象者を確認するため、国の行政機関や地方公共団体などの間で情報のやりとりは行われておりました。

それぞれの機関では、住民票コード、基礎年金番号、医療保険被保険者番号など、それぞれの番号で個人の情報を管理しているため、機関をまたいだ情報のやりとりでは、氏名、住所などでの個人の特定に時間と労力を費やしていたところでございます。

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の3分野について、分野横断的な共通の番号を導入することで、個人の特定を確実かつ迅速に行うことが可能になり、これにより、行政の効率化、国民の利便性向上、さらに公平・公正な税・社会保障制度が実現されていくものと考えられております。

次に、視覚障害者に対する配慮についてですが、通知カードを送付する封筒には「まいなば一つうち」という点字加工がなされております。また、個人番号カードは、申請時に申し出ていただくことで、名前の点字表記が行われます。さらに、通知カードを送付する封筒や個人番号カード交付申請書には、音声コードが付けられています。

高齢者に対する配慮については、通知カードや個人番号カード自体に特段の配慮はなされていませんが、町では、マイナンバー制度に関する詐欺被害にあわないよう、注意喚起のための文書を世帯に回覧するとともに、個人番号カードの申請の負担軽減を図るため、各地区での申請受付を実施いたします。

最後に、DV被害者等に対する配慮についてですが、通知カードは事前に市町村の窓口で居所登録申請、今現在実際にいるところ、居所登録申請を行った場合、住民票の住所ではなく、登録された居所に送付されます。

居所登録ができなかった場合でも、通知カードが加害者等に届いた場合には、マイナンバーを変更して新たな通知カードを送付することも可能です。

また、個人番号カードについても、DV被害者等については、住民票のある市区町村ではなく、居所地の市区町村への申請も可能となっております。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子俊君！

○4番（松村妙子君） 先程、1点目についてなんですが、社会保障・税・災害対策の3点の分野についてということだったんですが、将来的にはどのような活用を検討されているのか、

また、2点目についてなんですが、明年1月以降公的な身分証明書として利用できる個人番号カード、顔写真付きのICカードを無料で受け取ることができます。障がい者、高齢者の方々には、様々な配慮がされておりますが、万が一個人番号カードをなくしてしまった場合、再発行していただけるのか、また、再発行は有料となるのか、3点目、マイナンバー制度について生活者の利便性向上をされているかと思いますが、まだまだ住民の皆様、皆様への周知が遅れているものと思われまます。不審な電話や様々な不安解消、制度への理解を一層深めてもらう観点から、どのように対応されているのか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 まず、1点目の今後のまず当初の3分野の他に、将来的にどういった使い道があるのかといったことにつきましては、まず1点目、現在行われておりますまちづくり懇談会などでもご案内しておりますが、町では来年4月からコンビニ交付、住民票などのコンビニ交付のシステムの導入を進めとございます。こういった場合、マイナンバーカードを利用することで役場の窓口時間にかかわらず、お近くのコンビニでそういった住民票などの証明書の交付が受けられるというメリットがまず1点ございます。あと、全体の範囲としては、今後様々な分野、例えば健康保険証、あるいは将来的には年金関係、そちらの方との紐付けも行いまして、かなりの広範囲な部分で、こういったマイナンバーカードを使っていくという計画がございます。さらには、セキュリティなどの問題がクリアされた場合には、部分的に民間事業者、例えば口座番号との紐付けなども、現在は検討はされてございます。それ以外については、逐次計画的に事前に国の方からもお知らせがでているところでございますが、年次を区切って計画的に進められているものというふうに考えてございます。

2点目のマイナンバーカード紛失した場合なんですが、まず、なくした場合にはすぐ、お近くの、お近くの役場も含めて、そちらの方に紛失の届出をしていただくのが、緊急的に大事なことだと思います。基本的にマイナンバーカードをなくしたからといって、マイナンバー、番号そのものが変更ということはありません。カードの再発行手続きということで対応させていただくことが原則となります。

3点目の不審者対策、あるいは高齢者の先程のなりすましの話も関連する話しかと思うんですが、これらについては、例えば1回2回程度の回覧板の周知などでは徹底されない考えでございますので、そちらについても何回か、繰り返しですね、様々な方法を使ってお知らせしたいと思います。実際、現在もなりすまし詐欺については、緊急性のあるものについては、町の防災無線などでこういった事例が発生しておりますので、不審者がうろついておりますのでご注意ください。といった放送も実際しておりますので、こういった手段を使ってお知らせを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 課長、総務課長、料金について

新野住民課長！

○住民課長 再発行の個人番号カードの再発行の料金のお尋ねでございました。カードの再発行につきましては、1,000円の料金がかかることになっております。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子俊君！

○4番(松村妙子君) ただいま、再発行には1,000円かかるということだったんですが、私が確認したところによりますと、500円という確認をしたんですが、その辺はどうなのでしょう。お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野住民課長！

○住民課長 紛らわしい点があったかと思いますが、ただ今の話がありました500円というのは、マイナンバーカードの通知カードという紙のカード、これは今すでに各ご家庭の方に簡易書留でご送付されております。紙のカード紛失した場合の再発行料金が500円ということでございまして、先程、前段のプラスチック製の写真の入ります個人番号カードについては1,000円ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○4番(松村妙子君) 第2の質問に入ります。特定不妊治療費助成事業について、妊娠治療の経済的負担の軽減を図るため高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精、顕微授精に対する費用の一部を助成する制度です。増える高齢出産のということで2012年の厚生労働省の人口動態調査を調べてみますと、35歳以上で出産した女性の割合は全体の25.9%です。1980年の調査では7.1%だったので、約30年間の間で急増していることが分かります。35歳以上の高齢出産は、卵子の数の現状や合併症など、様々なリスクが高まるといわれております。

一つには、不妊治療費助成事業が開始してから、現在何名の方が申請を受けたのかお尋ねします。

二つ目には、不妊治療を受ける夫婦(男性、女性)どちらにも対象となるのかお尋ねします。

三つ目には、三春独自の助成制度創設が必要かと思いますが、お尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 第2の質問にお答えします。

4番議員の第2の質問にお答えいたします。今年度から始めた、三春町特定不妊治療費助成事業において、4月から11月末までの申請件数は5組延べ7件であり、助成総額は660,810円となっております。この助成事業を申請されたご夫婦の中から、妊娠届出がなされているということであり、大変喜ばしく思っております。

2点目の質問についてですが、現在、三春町の事業では、女性の不妊治療費のみを助成対象としておりますが、福島県は27年4月から男性の不妊治療費助成を開始しており、三春町でも28年度から男性の不妊治療費まで、助成範囲を拡大したいと考えております。

3点目のご質問についてですが、福島県が行う助成事業においては、対象者の所得制限が設けられているところですが、町の事業については所得要件は設けずに、広く助成対象として実施しております。

不妊治療助成事業の対象範囲等については、厚生労働省に設置された専門家による検討会において、妊娠・出産の安全性や、治療による効果の高い年齢や、身体面・精神面の負担等について議論・検討がなされた結果を踏まえて設けられております。

これらのことから、町事業の対象範囲等については、国や県の基準等を基本として、取り組んで参りたいと考えますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君！

○4番(松村妙子君) 3点目についてなんですけども、三春町の助成制度としては、1回の治療について10万円を上限として、39歳までの方は通算で6回、40歳以上43歳未満までは通算で3回受けることができます。三春町の合計特殊出生率の推移をみましても平成10年1.54、平成24年1.40に下落しています。一人でも若い世代を増やしていくためには、不妊治療も大事なことだと思います。初期のころの検査や治療なら、健康保険が使える場合も多いのですが、人工授精以降になりますと、一部を除いてはほぼすべてが、実費となります。しかし、体外受精や顕微授精にいたっては、1回あたりの費用が最低でも平均45万円以上程かかります。患者さんの経済的負担はかなり大きなものになっています。現在のそうした現象の中で、特定不妊治療にかかる費用を全額補助する三春独自の助成制度が極めて重要になるかと思えます。このような支援を行っていくことにより、危機的状況にある人口減少に歯止めをかけ、切れ目のない子育て支援策の充実にも取り組んで、子どもを産み育てやすい環境をつくり、定住促進にもつながっていくことも期待できるかと思えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 町では、今年度から始めたばかりですし、今後の推移を見守りながらですね、検討していきたいと、このように思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 これで午前中の一般質問は打切ります。再会は午後1時といたします。

…………… 休 憩 ……………

(休憩 午前11時55分)

<休 憩>

(再開 午後1時00分)

…………… 再 開 ……………

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き再開いたします。

○議長 12番橋本善次君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○12番(橋本善次君) 議長の許可をいただきましたので、先に通告しておきました2件について、質問をいたします。

1件目は、4期目を迎えた鈴木町政の運営についてであります。町長選挙後、初の定例会になりますので、4期目を迎えた鈴木町長の町政運営について、基本的なことを伺って参りたいと思います。1期目、2期目、3期目と町長は無投票当選でありました。今回は、現職町長と元議長の三春町政界を代表する大物同士の一騎打ちの激戦を制し当選されました。得票率62.34%、6,137票という重い町民の信任を受け、町政執行、政策実現には追い風が吹いているとも思いますが、日ごろ町長は、町民の目線に立った町政運営とおっしゃいます。また、町政のモットーは、公平無私ともおっしゃっておられます。失礼かとも思いますが、初心を忘れず、謙虚な姿勢で町政運営に当たっていただきたいと思えます。そこで、4期目を迎えた町長の抱負について、お伺いをいたします。

二つ目は、町長が選挙戦で掲げた課題や政策がたくさんございますが、それをどのように実行していくかであります。町長は町長選挙の中で、全町除染を一日も早く終了させ、元のふるさと三春町を取り戻します。そして、一時避難仮設住宅、復興公営住宅を受け入れた町

として、避難者支援を継続します。役場庁舎と公共施設整備を進めます。桜川河川改修と防災対策を進めます。少子高齢者対策を進めます。その他交流人口の拡大や街中観光、産業振興等々について多くの課題、政策を直接町民に訴えかけ多くの支持を得られました。除染や桜川改修につきましては終了の目処が立ってまいりました。葛尾村の復興公営住宅につきましては、12月1日恵下越地内で安全祈願祭が執り行われ、まもなく、住宅の着工が始まり、来年5月には第一期工事の住宅が完成し入居が始まります。4期目は鈴木町政の仕上げの4年間になるのではないかと思います。限られた財政、制約ある時間の中で鈴木町長がやらなければならないこと、そして合併しないで良かったといわれる三春町実現のため課題山積みの中、メリハリのついた政策の実行が求められていると思います。町長の見解をお伺いいたします。

3点目は、町長選挙・町議会選挙の是非についてであります。このチラシには是非がぬけておりましたが、前から一度は聞いておきたいと思っておりましたので、質問させていただきます。町長の最初の選挙から町長選挙と議会選挙とが同日選になりました。私は当初から、疑問、違和感を感じておりました。町民の中にも一緒にないほうがいいよね、と言う声が多く聞かれます。また、同日の方が投票率が上がるのではないかと同日の方が安い経費で済むのではないかという声も聞かれます。投票率もみてみますと、今回の激戦の選挙で67.60%、そして、4年前の町議会選挙は66.96%でありました。投票率については、天候や候補者の顔ぶれ等についても、相当変わることを思いますけれども、この点については町長の政策ではございませんので、感想でも結構でございますのでお聞かせを願います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 12番議員のご質問にお答えいたします。1点目の「4期目の抱負」につきましては、先程、5番議員の質問に所信を申し上げたところであり、繰り返しにはなりますが、町長就任当初からの姿勢である「町民の目線に立った町政運営」を引き続き心がけ、町民の皆様のご信頼と期待に応えるべく、様々な取組みを進めていきたいと考えているところであります。

2点目の「政策の優先順位」については、政策に優先順位を付けることは、大変難しいことであります。

こちら所信で述べたことの繰り返しになりますが、まずは、町民の安全安心を第一に心がけ、第7次三春町長期計画に掲げる6つの基本目標の達成に向けた取組みを中心に、これからの4年間の町政運営を行いたいと考えております。

3点目の「町長・町議の同日選について」であります。前回までは3期連続で無投票当選をさせていただいており、今回4期目にして初の実戦を経験いたしました。

その中で、多大なるご支援、ご声援をいただくとともに、ご批判やご指導もいただき、町民の皆様が、日ごろ感じていること、求めていることを改めて知ることができました。

同日選については、プラス、マイナスがあると思いますが、町、議会に対するご意見やご提案をいただくなど、有権者の関心が高まり、投票率の向上につながったのではないかと思います。

なお、選挙の日程等につきましては、町長の任期は9月21日からで、議会議員は10月1日からであり、町選挙管理委員会にて決定されたものでありまして、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次君！

○12番（橋本善次君） 政策の実現についてでありますけども、もう少し踏み込んだお答えをいただきましたかと思うわけですが、3月の予算議会もございますので、今なかなか、予算編成中で申し上げることもできないのかもわかりませんが、町民の方、そして傍聴に来ている方も役場庁舎について一言触れていただきたいと思っております。11月12日には役場庁舎の4階からの外壁落下がありまして、けが人がなくて良かったと、本当に良かったと、そういう状況であります。その後、点検されて安全は確認されたかと思えますけれども、そういう老朽化した庁舎であります。また、各地の町政懇談会の中でも、役場庁舎について数多く、ご意見・質問がでてきているように思います。先程も申し上げましたが、予算編成の前であります、現時点で町長が発言することがあれば伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 庁舎建設についてももう少し踏み込んだとこういうふうな発言であります。もう、皆さん方ご承知のとおり、庁舎建設については基本設計で中断をしております。それから、どんくらい、正確な期間は記憶にありませんけれども、もう2年近く経過しているんじゃないかと思えますけれども、社会情勢もかなり変わってきているように感じております。おっしゃるようにですね、建物この庁舎からコンクリート片が劣化して落ちたというね、そういう現実もあります。いつまでも、今の状態のままではおけないというのは、誰もが感じることはないかと思えます。予算編成前ではありますけれども、いろんな震災以降ですね、県内でも庁舎建設を実施をしたところ、今現在進めているところ、かなりあります。できれば、議会の皆さん方と、そういう庁舎の先例地を研修をしてですね、三春町としてどういう庁舎がふさわしいのか、議会の皆さん方といっしょになって考えていきたいと、そういう思いを今しているところであります。具体的な予算編成はこれからですが、とりあえずはそういう研修をしながらですね、具体策に取り組んでいきたいなど、今そういう思いをしているところであります。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○12番（橋本善次君） 2件目についてお伺いをいたします。あの東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故から、まもなく4年9ヶ月を迎えます。この間、福島県民は目に見えない、においもない放射線・放射能、そして風評被害に苦しんでおります。三春町ではまもなく生活圏の除染が完了する目処がみえてまいりましたが、廃炉までにはあと30年から40年、あるいはそれ以上の年月が必要といわれております。県民は生涯放射能と戦って生きていかなければなりません。そういう環境の中で、小学校・中学校ではこの放射線や放射能について、環境について、どのような教育をされているのか、そして内容、成果、課題等についてお伺いをいたします。

2点目は、福島県環境創造センターとの学習面での連携・利活用についてであります。田村西部工業団地に建設中の環境創造センター本館が10月27日に開所式が行われました。研究棟は来年の7月、そして「コミュタンふくしま」愛称の決まった交流棟を来年度中に開所と聞いております。県は県内の小学校5年生16,000人ほどだそうですが、この児童たちには年に1回は福島県環境創造センターを訪れて学習させることになっております。三春町は、立地町でありますので、よりセンターとの連携を強め、小学校・中学校での環境学習等

に利用すべきと思いますが、お伺いをいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 1点目の質問についてお答えいたします。

まず、内容についてですが、現在、各小・中学校では、教育課程の中に、年間数時間ずつ学習する時間を位置づけております。その時間では、文部科学省や県教育委員会等で発行している副読本を使い、放射線に対する理解を深め、併せて実際に測定や観察を行い、放射線から身を守るための適切な行動を学んでおります。また、大学や除染情報プラザから派遣された、放射線の専門家による授業も行われております。さらには、PTAとの共催による講演会も実施され、保護者とともに学ぶ機会を設けている学校もあります。

次に、成果についてであります。先に述べた取組みにより、児童生徒の放射線に対する理解が深まってきていると考えております。例えば、児童生徒が屋外活動を終えて室内に戻る際には、ほこりを払って、必ず「手を洗う」などの習慣が身に付いてきています。

最後に、課題についてであります。児童生徒の放射線に対する理解は進んできておりますが、心理的な不安を十分に払拭できているとは言えません。今後も、学校での指導や環境創造センター等の専門家の授業等を実施しながら、児童生徒の抱く不安を一つ一つ解消していく取組みを続けていかなければならないと考えております。

2点目の質問についてお答えいたします。

来年度に開所予定の環境創造センター交流棟には、議員ご指摘のとおり県内のすべての小学校の5年生16,000人程度が環境学習に訪れることが、県教育委員会によって計画されており、各小学校の教育課程にも位置づけられます。三春町教育委員会といたしましても、地元の利を生かして小・中学校の放射線学習の拠点として、6年生以上の学年も交流館で学習したり、研究者を講師として学校に招聘したり、センターで教職員の研修を実施したりして、積極的に連携して参りたいと考えております。特に、三春中学校は現在、県教育委員会から放射線教育推進支援事業の指定を受け、授業の実践研究に取り組んでおりますので、様々な連携ができると思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次君！

○12番(橋本善次君) いくつか質問したいと思いますが、心理的な負担を十分に払拭できているとは言えないとおっしゃっております。これについての、学校や教育委員会での工夫とか必要だと思いますけども、その対策についてお伺いいたします。それから、6年生以上の学年もとありました。来年の三春町の小学校5年生・6年生、あるいは三春中学校・岩江中学校の生徒は来年度の行事として環境創造センターでの学習ができるのかどうか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 お答えいたします。心理的不安を払拭するということは、大変難しい問題でございます。学習の後にはですね、アンケート等を取りまして、やはり子どもたちの現在の心境といいますか、心の中身を把握しているところですが、なかなか100%にはいかないということでございまして、やっぱり、知ることが非常に大事だと思っております。先程、言いましたとおり、ほこりを払ってうがいをして手を洗えば安全だとか、それから、距離ですね、距離を離れれば安全だとか、それから、時間を短くすれば安全だとか、それから屋外よりは

屋内の方がいい、さらに屋内でも鉄筋コンクリートなら、なお安全だとか、そういうことについて丁寧にですね、子どもたちが知る、そして先日報道になっておりましたが、休職の食材、県内でもでたことがないということですけども、三春町もここ2年ほどは、一切、数値として表れたことはない。こういうことを、丁寧に知らせていくということが大事だろう、というふうに思っております。

二つ目の小学校6年生以上ということでございますが、実は県のほうではですね、やはり予算編成時期でございまして、子どもたちを送るですねバス代が確保できるのかどうか、ということで実際には具体的には、動けない状況だというふうに伺っております。1月半ば頃になると動ける状況にあって、そこから、日程を各学校から取り寄せて組んでいくという、午前1回、午後1回というスタンスでやっていく、ということでございます。三春町の6年生以上がですね、そこにうまく飛び込めるように、していきたいと思っておりますし、長期休業等、夏休み等も使いながらですね、近いところにありますので、とにかく、小学校6年生から中学校3年生までですね、なんとか研修を積んでいかせて卒業させてやりたい。というふうに思っております。現在のところは不確定な部分がございます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次君！

○12番（橋本善次君） 関連しましね2点お伺いをいたします。今の三春の中学生たちは、ほとんど高校が終わりますと、大学とか就職で三春町を離れる子どもたちが半分以上ではないかと思っております。この子どもたちですね、三春町は安全だ、三春町の食材は安全なんだと、そういうPRするといいますか、県外に向かってPRするような大人になってほしい、そういう教育を学校ですべきだと私は思っておりますので、その点についてお願いいたします。

それから、もう一つは社会教育の中で研究棟には多くの研究者や国立環境研究所の方々がいっぱいいます。この方たちを、例えば、まほらに呼んでですね、町民講座とか、町民大学とか、そういったところで、話を聞ける機会を作るべきかと思っておりますけど、検討できるかどうかお答えいただきたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 お答えいたします。議員様の言うとおりの、本当に県外にですね、行った時にですね、福島県はこういう状況だと、いうふうな言える子どもをですね、育成していきたいと思っております。そのためには、先程申し上げましたようにですね、知ることがまず大事だと思っておりますので、いろんな観点からですね、子どもたちに現在の三春町について、お知らせをしていきたいと思っております。

二つ目のことでございますが、当然ですね社会教育ということですが、大人向けにもいろんなことができるのではないかと、いうふうに思っております。先日、所員の方とですね、お会いする機会もございましたが、大変三春町に前向きにですね、協力していただくようなお話を伺っておりますので、今のようなことも含めてですね、せっかくある施設でありますし、また、すばらしい頭脳の方々お出でになりますので、それを活用させていただくということは、非常に大事だと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 1番新田信二君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番(新田信二君) 先に通知してあります、2点について質問いたします。一つ目、環太平洋連携協定パートナーシップ、TPP対策について。

一点目、三春町として対策はあるのか、お伺いいたします。二つ目、今後の農業への支援の検討はあるのか、お伺いします。三つ目、酪農、家畜農家への支援、指導案はあるのか、お伺いいたします。四つ目、今後の生産者への後継者支援の検討はあるか、お伺いいたします。五つ目、商・工業、中小企業への支援、協力の検討はあるのか、お伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 1番議員の質問にお答えいたします。今年10月5日、環太平洋パートナーシップTPP協定の大筋合意に至り、10月9日には、内閣総理大臣を本部長とする「TPP総合対策本部」が設置され、11月25日に国内の対策をまとめた政策大綱が決定されました。

町としましては、今後の国の具体的な対策、施策の動向を見据えながら対応して参ります。

農林水産省内にも「農林水産省TPP対策本部」が設置され、農林水産物への影響について、品目毎に分析を行っており、実際に、三春町の農家がどのような影響がでるか不明ではありますが、国産の安全で安心な農産物の消費拡大が大切であると考えられますので、町内農産物の消費拡大のため、地元での消費拡大をはじめ、JAたむらなど関係団体と連携し、京浜地区等でのPRにも引き続き取り組んで参ります。

政策大綱において、農林水産業分野における対策も示されましたので、具体的な施策を見据えて、町独自の支援が必要か検討して参ります。

次、町内の畜産農家は、酪農が6戸、和牛繁殖約60戸、肥育4戸となっており、原発事故以降約30戸余り減少しております。

関税の引下げにより、国内産の牛肉用全体の価格の下落が懸念されますので、基礎雌牛導入等の補助事業を継続し、生産者団体と連携しながら計画的に和牛の生産拡大、生乳供給力の向上を図って参ります。

農業の担い手の高齢化、就農者数の減少など、農業を取り巻く厳しい状況はさらに増すものと考えられます。

対策として、関係団体と情報共有を図り、認定農業者や認定就農者への経営改善計画等の適切な立案を誘導し、認定に至るよう努めるとともに、農業経営を効率よく推進するために、経営の効率化、大規模化、雇用が期待できる「集落営農」等の共同経営化は非常に重要であり、この10月策定した「三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、集落を基盤とした農業経営の共同化、組織化の推進を掲げたところであります。

また、「集落営農」の実現のために必要となる大型農業機械の導入や、維持管理作業などの財源には、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用していただくよう、支援して参ります。

政策大綱にて、商・工業、中小企業の支援をするの方針を打ち出しておりますので、今後の国・県の動向を見据えながら町としての対応をして参りますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君！

○1番(新田信二君) 畜産農家の酪農、和牛の生産拡大、補助事業について、現在取り組んでいる内容、また、今後の取組みの計画があれば、具体的なことで結構ですがお伺いいた

します。今後の農業、農家の担い手の支援・育成・経営指導を兼ね、町とJAたむら等の団体の今後の畜産農家を含め経営の成り立ちのためにどのように支援していくのかを、お伺いをいたします。

また、全国で酪農関係で興味を持っている若い子どもたちが専門学校を選ぶ生徒が増えているとのことでもあります。これらかの担い手のために、こういった支援を考えているのか具体的にお答えをお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまの再質問にお答えいたします。まず、1点目の畜産農家への支援でございますけれども、まず、1点目に家畜の病気の対策、アカバネ病の予防注射を行っております。これが、町内では57戸214頭を平成26年度行いました。あと2番目には、奨励事業といたしましてJAたむらの肉用の牛の共進会の出展などを行っております。3番目には、さきほどの答弁にもでました、優良基礎雌牛の導入の事業、これを三春町畜産振興協議会の方に5頭の導入で、全体事業費が390万円程の事業を行っております。4番目には、乳牛の改良事業、これにつきましては、三春町の酪農協議会の方に提供しております。事業費が全体で693,000円の事業でございます。あと5番目に、乳牛の増頭事業といたしまして、導入2頭を導入いたしまして、1,097,000円の事業を行っております。あとは、畜産関係の団体の育成といたしまして、畜産協議会の運営の補助金が10万円、あとは三春町畜産振興協議会の運営補助金が5万円、あとは、酪農ヘルパー事業補助金5万円を町で補助をしております。このような事業展開としまして、畜産農家の支援をしているところでございます。

あと2番目の今後の農業の支援ということでございますけれども、先程も町長からの答弁もありました集落営農などを通して、中山間または多面的機能などの事業などを活用して、そういった団体を支援すること、また、認定農業者を増やしているいろんな国とか県の事業、また町の事業で支援をしていきたいというふうに考えております。

3番目の酪農農家を含めて、そういう農業に興味を持っている方についての参入といえますか、育成を図っていくということですが、今や生産者の高齢化もありますので、農家の若い農家の方々が参入することを、どんどんつめていきたいと思っておりますので、この辺につきましても、県の普及所・JAたむら、あとは町、そういったところといろいろ協議をしながら事業展開していきたいというふうに考えております。以上です。

○1番（新田信二君） 商工会関係につきまして、商工業の発展がまちづくり、町の活性化につながっていると思います。今後、三春町商工会に期待したいこと、また、今後何か商工会との連携で検討している事業があれば、お答え願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまの商工関係、商工会関係の事業でございますけれども、商工会とは通年を通して、いろんなイベントを実施しております。例えば大きいものと、秋まつりといった事業を行っておりますし、一関への物産に参加をしたり、あとは今年商工会の方で開催いたしました、お城山まつり、こういったイベントへの町との協力をして参ります。今後ですね、やはり、人口減少が起きている中で、やはり交流人口、どんどん図っていく、観光を行って町内からたくさんの人に来ていただく、というのをぜひとも商工会と一緒にやってそういった観光事業、商工発展のための事業を今後展開していきたいというふうに思い

ます。ただ、休みの日に町商店の方でお休みになってらっしゃるのも、非常に外部から来た方が残念がっておりますので、そういったことも改善できるようにいろいろと商工会の方と協議をしながら、あと発展のために町も協力して進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声)

○議長 第2の質問を許します。

新田信二君！

○1番(新田信二君) 二点目の質問に入ります。まちの生産者直売所、道の駅新規開設案につきまして質問いたします。

一つ目、地域産業の活性化に欠かせない大型売店の新規開設計画を検討すべきと思うかどうか、お伺いいたします。

二点目、生産者と消費者の生活場所と地域の物産販売で観光PRの拡大を図るべきと思うが、お伺いいたします。

三つ目に高齢者がものづくりに専念出来る場所を設け、元気で働いてもらうために新規開設をすべきと思うかどうか、お伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。まず1番目の大型売店についてですが、三春の町内に農産物直売所は、常設のものが7ヶ所、あと磐州市の合計8ヶ所がございます。

生産者と消費者との信頼関係が構築できる農産物直売所として、大型売店にとられることなく、それぞれに小さくても独自性と地域特性を活かした運営活動を行い、地産地消に取り組んでおりますので、引き続き支援して参りたいというふうに考えております。

また、道の駅につきましては、新たに設置をするのではなく、駐車場、トイレ、農産物直売所、売店、レストランなど、道の駅としての機能を持っている「三春の里田園生活館」などにより、地域振興を図って参りたいと考えております。

2番目の地域の産物販売で地域のPRという点につきましては、着地型観光の観点から、町では、三春まちづくり公社へ旅行商品開発などを委託しており、今年、野菜、リンゴ、ブルーベリー収穫体験などを取り入れた、農業体験を行う体験型ツアーを行っております。今後、事業の確立を目指して参りたいというふうに考えております。

3点目の高齢者の施設ですが、直売所などは、どこでも同じものを買え揃えられる大手スーパーと違って、その地域の生産者ならではの品目を販売するところに特徴があり、出荷する農家どうしのつながり、生産者と直接消費者とのつながりがあるコミュニティーの機能を持っており、多くの高齢者の方も生産や販売に携わっておりますので、引き続き支援をして参りますというふうに考えております。

また、直売所を核に農産物加工などに取り組んでいるところもありますので、6次産業化の取組みにつきましても支援をして参りたいというふうに考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 11番小林鶴夫君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○11番（小林鶴夫君） 議長の許可の元、先に通知しました滝桜観光を含めました通年型観光の取組みについて質問いたします。

滝桜観光、通年型観光はですね、三春町にとっては永遠の課題であると思います。滝桜観光を含めて観光の諸問題について、一般質問はですね、多くの方の議員からですね、この10年間で30問以上の実績となっております。年4回の定例会で年3回以上の質問があったことになるわけでございます。最近、桜の時期以外にもですね、来ていただく、いわゆる通年観光という言葉のほかに、泊りがけて来ていただく、滞在型観光やあまり耳慣れない言葉ですが、観光客を受け入れ側から、各種の情報を発信・提供してお客さんの来ていただく、着地型観光という言葉もございますが、以下、これらを含めて通年型観光という言葉で表現させていただきます。

1番目にですね、年が明けるとすぐ、来年の滝桜のシーズンになるわけですけども、来年の滝桜観光での新しい取組みはですね、改善策がありましたらお聞かせください。

2番目に今年の4月からですね、向こう10年間の第7次長期計画でもですね、観光振興として、通年型観光の推進、受け入れ態勢の整備、観光PRの推進が掲げられております。安倍内閣が掲げる地域創生の一環としてですね、総務省から依頼されるかたちでですね、三春町でもですね、三春町ひと・しごとの創生計画が今回は立案されて、その中にですね、特色ある観光産業の振興が掲げられていますので、通年観光で今後5年くらいですね、通年観光の新しい取組みについてお聞かせください。

3番目にですね、先程申し上げましたが、過去10年間の定例会で30問以上の質問がされています。その中にはですね、お城山を再建して観光に役立ててはと、大きなテーマからですね、ちょっとした改善まで幅広い、質問がございました。観桜料金をですね、開花宣言がされるまではですね、料金を徴収しないなどですね、質問に対していろいろな改善策が行われました。しかし、まだまだですね、工夫の余地がたくさんあるものと思われまます。過去の答弁の中で、通年型観光はじっくり腰を添えた先の長い取組みが肝要と考えるので、皆様のご意見、ご要望をよろしく願います。何回もそういう言葉が、言われていましたのでいろいろな提言をいたしました。しかしですね、じっくり腰を添えたまま、進んでないものもたくさんあるわけでございます。今までですね、提言で検討するとの答弁でその後、どのようなになったのお伺いたします。

一つ目にですね、観光用PRDVDを作製してはと、私が提言したのが確か、平成22年の12月定例会です。これはですね、昭和60年代後半にですね、非常に内容の濃いDVDが歴史民俗資料館で売ってましたので、私はそれを購入してですね、あっ、こんなすばらしいものがあるのかと、いうことですね、最新版のデジタルのすばらしい画像で作っては提言したわけですけども、それから、3年程完成までかかりましたが、それをですね旅行業者に配布しただけで、滝桜の売店などでですね、販売が未だに行われていないというのが、ちょっと残念で思っておりました。著作権の問題でですね発売できないんだと聞いておりますけども、せっかく製作したDVD、ちょっとこっから観光協会が改編してございますけれども、「小さな城下町」というサブタイトルで18分、三春滝桜の四季ということで5分、お祭りについて、サブタイトルで5分、食物、食べ物について5分、33分の非常にコンパクトにまとめたDVDでございます。これをですね、販売しなければですね、費用対効果というのはもったいないな、と思っておりますので、販売ができるのか、販売ができるのはいつになるのか、お伺いたします。

二つ目にですね、観光立町を目指すということですね、「三春町観光ビジョン」というのを作成をするするといっておりましたけども、それが現在どのようになっているのか、古くはですね、10年前の定例議会ですね、町長はですね観光行政については、観光振興や通年型観光について勉強会を立ち上げ、町も参画しながら幅広い議論をし、意見集約を図りアクションプログラムというかたちでまとめたい、という答弁がされております。2年前のですね、9月定例会で産業課長は、通年型・着地型の観光交流への誘導や地域振興策につながる観光ビジョンを平成25年度中にまとめたいと答弁をしておりますけども、現在、それがどうなっているのかお伺いいたします。

三つ目はですね、滝桜の花の季節以外、葉桜だとか、紅葉の季節にも結構来ております。DVDにも四季の桜が載っているわけですけども、このようなお客さんにですね、各種の情報、例えば観光情報や分譲宅地の情報、将来は空家情報、あるいは、まほらのイベントなどをですね、パンフレットを置けばですね、置いてですね情報発信すればですね、いいんじゃないかなということ提言いたしました。24年の12月定例会では、設置した場合の運営を考えると難しいということですね、設置は考えないとの答弁でしたけども、何種類かのパンフレットをですね、雨、風に耐えなくてはならない施設にはなりますけども、観光客にですね、定住の促進等を期待できる面もありますのでですね、設置の価値はあると思っております、現在はどうか考えているのかお伺いします。

四つ目に、観桜チケット、観桜料チケット、通し番号があるわけですけども、滝桜シーズン以外、例えば盆踊りですとか、秋まつり、この春から始まったお城山まつり、その滝桜以外ですね、観桜料チケットを持ってきていただいて、それで抽選会をやるだとか、あるいは、商店とタイアップして商品の値引きを行うだとか、そういうことをやれば、具体化すればいわゆる、リピーター客、何回も来たお客さんがですね増えんじゃないか、と考えますけども、これがどうなってんのか、これまでも何回も提言してますけども、歴史民俗資料館だとか、公共施設、あるいは町内の旅館の入浴割引が現実的な問題で、という答弁で終わっておりますけども、さらなる通年観光へですね、活用に利用できないかどうかお伺いいたします。

五つ目に観桜料チケット購入者にですね、町の分譲宅地やですね、さらに分譲地も民間の分譲地も加えたパンフレットを渡せば、定住促進の一助になんじゃないかと思っております。人口減少が心配される中で、これも有効ではないかと私は考えております。この提言も3年前にですね、この提言に対して3年前に企業局のブースをですね、滝桜売店前あたりに設置した記憶がありますけども、その後、積極的に行っている様子はないかなあと感じております。来年の滝桜シーズンにはですね、A41枚くらいのパンフレットにちょっとまとめてですね、チケットと同時にそういうのを渡せば定住促進の助けになんではないかなと思っております。24年の12月定例会ではですね、現地の混み具合もあるので、担当課と相談したいとの答弁でしたが、来年、そういうことを考えられないかどうかお伺いいたします。

六つ目に滝桜観光にはですね、外人観光客も結構多く来ております。このためにですね、観光案内板表示の外国語表示を併記すればと提言しましたが、しました。検討するとのことでしたけども、滝桜の説明名版にはですね、英文の表記がございまして、手初めにですね、滝桜の説明版にですね、中国の表示が必要かなあと考えています。中国系の観光客はちょっと見たところ、日本人と変わらないので、ちょっと分かんないんですけども、ちょっと気にしてますと、気にとめてますと、結構、中国系の方が見えておりますので、来年の滝桜シーズンにはですね、ぜひ、これは設けてほしいなあと考えております。どのように

進めるかお伺いたします。

七つ目にですね、今年の6月定例会で提言いたしました、福島ガイナックスと共同で観光PR用の自動車ステッカーを作ってですね、三春町の車に貼って走行してもらえばですね、観光振興に役立つと同時に全国的な話題になんじゃないかなあと、という提言いたしました。産業課長はですね、日本観光振興協会による魅力ある観光地域づくり推進モデル事業の採択を受けたので通年型観光に向けた事業計画を作っている、その中で総合的に判断して検討したい。と言う答弁をいただいていますけども、現在どうなっているのかお伺いたします。

最後にですね、八つ目になりますけれども、観光協会のホームページ、バナー、昔はですね、といっても数年前ですけど、三春の町の見どころというところをクリックしても、何もでてこない時期もございましたけど、最近いろいろと改善されてですね、いろいろとそういうのがでてます。しかしですね、観光協会のホームページを読んでですね、三春町の歴史や神社仏閣などの情報が載っていないんですね、これらの情報は町のホームページのですね、町のホームページから入って、それから、町のホームページの観光情報というところをクリックすると、その中にいろいろでてくるわけなんですけども、観光協会のホームページからですね、直接そういうところにリンクできるように改善すべきではないかと、かねがねお話ししておりますけども、現在どのように考えているのか、お伺いたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 11番議員の質問にお答えいたします。まず、通年型の取組みということで、1点目の来年の滝桜対策ですが、大型バスや公共交通の優先道路を確保し、渋滞を緩和するための交通対策を県警察本部と協議をいたしました。この件については、秋の旅行代理などとの商談会でも評価をいただいておりますので、来年度から実施したいと考えております。

また、無線LANを利用したインターネット接続サービスであるWi-Fi（ワイファイ）の整備を現在進めておりますので、来春から利用できるよう努めます。

2番目の今後5年間ぐらいの通年型観光ですけども、来年度開館予定の福島県環境創造センターの環境学習施設である交流棟「コミュニティ福島」や福島ガイナックスの「さくら遊学舎」、町内の観光施設などとの連携による教育旅行事業の推進、それから、ブルーベリーや野菜・果実収穫体験などの農業と観光を結びつけたツアーの実施など、観光素材を活かした通年型の着地型観光事業による交流人口の増大を図って参りたいと考えております。今年度も、まちづくり公社で体験ツアーなどを、毎月実施してはおります。

3番目の質問の観光PR用DVDですが、三春の行事や四季を紹介するもので、100枚作製し全国の旅行代理店等に無料で配布し、活用いただいております。現在約半数ほど残っておりますので、来春には販売したいと考えております。

また、動画をインターネット等で配信してまいります。

次に、「三春町観光ビジョン」であります、平成26年・27年度において、公益社団法人日本観光振興協会による「魅力ある観光地域づくり推進モデル事業」の採択を受け、年間を通して三春の魅力を発信できる通年型観光に向けた事業計画を観光や旅行代理店の専門家の方にも加わっていただき、作成しています。これをもとに三春町の観光ビジョンにつなげて参りたいと考えております。

次に、滝桜周辺に各種情報提供の施設の設置であります、観光案内所などに情報発信のためのコーナー等を設けて参りたいと考えております。

観桜料チケットのシーズン以外の特典や情報提供については、年間を通して様々なイベントが行われておりますので、商店街や民間の方々の積極的な取組みを期待するとともに、町もパンフレットの配布等に対応して参りたいと考えております。

観光案内表示に外国語の表示ですが、年次計画で整備して参りたいと考えており、さしあたっては、滝桜の案内板の整備を考えております。

自動車用ステッカー等ではありますが、三春町では、現在福島ガイナックスに町のPR用のアニメーションの作成を依頼しております。そこで登場するキャラクターを、民間の方々の知恵と力で活用できるように考えて参りたいと思います。

観光協会のホームページですが、現在でも滝桜の開花状況などで町のホームページにリンクしておりますが、今後もより充実を図って参ります。

また、今年度、地方創生の交付金を活用し、インターネットの無料Wi-Fi（ワイファイ）のアクセスポイントをですね、滝桜、三春駅、それから街の市街地、三春の里、旧桜中などの設置事業をまもなく完成しますので、これらを活用し、情報の発信についても充実を図って参りたいと考えております。以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） たくさんちょっと質問してしまったので、ちょっと再質問もちょっと小分けしてさせていただきます。

1番目のですね、滝桜の、来年の滝桜の、対しての渋滞緩和等々のお話がありました。それから、Wi-Fi（ワイファイ）もあちこちに設置していることも承知しております。これ以外にですね、ちょっと私はですね、このせつかくですから、ガイナックスさんの福島ガイナックスのもっとPR、それから環境創造センターのPRももっともっと、来年の滝桜シーズンにすれば、と思いますのでその点もお聞かせください。あとですね、これはもう過去にも話題になっておりますけども、来年は観桜料という、また、言葉を使うのかどうか、その観桜料という言葉からですね、先程の言ったとおり開花宣言前まではとらないということになっておりますけども、この言葉もですねやっぱり改善する必要があるんじゃないかなあつと、例えば、滝桜保存協力金とかですね、過去にも私もちょっと提言して、滝桜に足場を組んで非常に大変な工事をやっている、そのパネルと出してはと出していただいて、やっぱり結構観光客はこんなにすごい補修というか、管理してんだなあ、私も何人も見ておりますので、そういうことももっとPRしてですね、観桜料という言葉もちょっとこの改善の余地があるのかなあと思っております。その点どう考えられるか。あと、この次の5年間くらいですね計画、通年観光ですか、これは今般できました、まち・人・仕事と仕事創造の総合戦略の中で述べられているとおりですね、先程言った環境創造センターの活用とか、交流棟のコミュタン、ガイナックスの遊学舎等々、書いてございますけども、ちょっと私、街中で気になるのは、これも過去にどなたかの議員が質問しておりますけども、八幡町とか中町にですね、今はブルーじゃないのかな、グレーかな、なんか大きなシートでですね、山車をくるんだままになっていると、そういう施設をもっときちっと作ったらと過去に提言していますけど、そういう街中のですね、もっと美観、せつかくそれこそ観光問題でよく、堀起こして、資源を掘り起こしてという言葉が使われますけども、あういう山車もですね、常備見れるような工夫をすれば、もっともっと観光客も街中に来てくれると思いますし、あのブルーシートのままじゃ全く分からないですね、こういう改善も今後の5年間で必要かなと思いますけども、とりあえず、この2点についてお聞きします。

○議長 小林さん、観桜料の名称変更ということが出てきたんですけれども、これは、前の質問事項から外れることだと思うんですが、ですから、執行側で答えられれば答えてもらうということでもよろしいですか。

○11番(小林鶴夫君) 滝桜シーズンにちょっとからんだということで、ちょっと再質問させてもらいました。

○議長 当局の答弁を求めます。
橋本副町長！

○副町長 それでは、再質問にお答えいたします。1番目ですね、ガイナックスとか、今度開館する県の環境創造センターのPRというんですか、周知なんですけれども、これについては当然ですね、町としてもこれらの二つを活かしたですね、観光というんですか、町の活性化につなげていきたいというふうに考えておりますので、滝桜シーズンとも含めてですね、それらについては、啓蒙を図っていきたくて考えております。

それからですね、ただいまありました観桜料についてはですね、ご承知のとおりここにたどりつくまでにですね、いろんな名称でいろいろやってきて、やっと皆さんに周知していただいているところでありますので、これについて変える考えはありません。

それから、2点目ですね、今後5年以内、5年以内でしたね、についてなんですけれども、当然ですね、環境創造センターなり、ガイナックスなり、こう市街地から外れたところにありますので、そこに来られた方をどうやって、街の中に来ていただくか、というのがですね、町にとっても商工関係者にとっても、課題でありますので、当然その方々が来た方がですね、入りやすいような景観整備をはじめ、それ以外ですね、おもてなしについても町としても考えていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。
小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫君) さっきも言いましたが、ちょっと質問分けましたので、先程、観光、このDVDをですね、来春から販売しますという答弁がございました。このDVDはですね、じゃいくらで販売するのか、どこで販売するのか、どのような販売をするのか、先程100枚しか作ってないというお話なんで、じゃ何枚販売するのかお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。
橋本副町長！

○副町長 まず、このDVDについては、前のですね、三春町の観光協会が作製されました。現在は、まちづくり公社ということになっております。先程、答弁しましたとおり100枚を作製して、約半分程度はもう使っておりますので、残りの半分約50枚程度ですね、来春からですね、当然まちづくり公社が作製したやつなんで、まちづくり公社で来春から販売できるようにですね、まちづくり公社の方と話をしております。価格についてはですね、1,000円、1,000円プラス消費税というかたちで考えております。以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

○11番(小林鶴夫君) やっと販売にこぎつけたという感じがいたしますけど、ただ、残りたった50枚ではですね、あまり効果がないかなあと、やはり、これをうちに持って帰ってみて、じゃあまた、桜の季節に行こうかという気分になると思うんですよね、先程の中でインターネットで配信しているって言いますけれども、私もインターネット時々、ユーチューブなんか見ますけれども、やっぱりこれでみんなのと、小さい画面みんなのと全然気分違いますので、これもですね、公社さんと相談してですね、今後もっと発売枚数を増やしてほしいと

思いますし、それから、これはさっき言った三春の文化が主体ですけども、せっかくですからガイナックスの件だとか、環境創造センターのですね、新しいことも含めた改良版もですね、作るように公社さんにちょっと進言していただければと思います。

その他にですね、先程観光ビジョンのですね、現在いろいろ作ってこの観光ビジョンにつなげていきたいというんですけども、その観光ビジョンというのが本当、一体いつできんのかなあ、先程言ったとおり10年前にお話がでて25年にできると言って、今も作製中ということなんですね、一体いつできんのかなということを知りましたらお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 1点目のですね、DVDについてはですね、まちづくり公社の方ですね、協議して今のDVDの増刷というんですか、部数を多くするかですね、また、新たなやつを盛り込んで作るかについても含めてですね、そういう町の観光PRのためにですね、作っていききたい、作るようにですね、進めていききたいと思います。

それからですね、観光ビジョンにつきましては、先程申し上げましたように25年度まで庁内でいろいろ検討していて26・27年度ですね、日本観光振興協会にお願いしてですね、そういう事業も受けることもできたんで、その中で新たにプロの方に入ってもらって、今検討を進めております。それを踏まえてですね、それをそのまま使うか、それをですね、当然ですね、町のビジョン、計画ですから、それをどうするかを踏まえてですね、できるだけ早く、早くですねまとめたいと思います。ただ、基本的にはですね、観光というのは議員さん質問にありましたように、現在ですと、三春の場合は滝桜に含めて、滞在型といいますか、そういうですね、春以外にも人に来ていただけてもらって、それが地域経済にどう貢献できるかというのが、基本になろうかと思っておりますので、それらを踏まえてですね、まとめたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫君) 先程、ちょっと質問の中でちょっと明確な答弁がなかった、先程言いました、宅地分譲情報をですね、私、民間の分譲どれだけあるんだか分かりませんが、町もまだ岩本団地なり、御祭団地なり、紙漉は完売したのかちょっと分かりませんが、多少残ってんじゃないかなあとということで、これもですねもっともっと、滝桜観光客にPRすればですね、んじゃないかなあと思っています。昨年とちょっとずっと歩いた時ですね、駐車場から滝桜の下のトンネルを抜けて正面当たりにですね、そういう情報をなんかあるかなあと思ったけども、残念ながら昨年はそういう情報全くございませんでした。せっかく、昨年はちょっと少なく18万くらいでしたけども、何十万という人が通るんですから、少なくともそういう情報はですね、発信して人口対策、定住促進にですね、つなげていけばなあと思ってますので、それも検討すべきだと思います。

あと、もう一つ、街中に観光客を呼ぼうということですね、いろいろ工夫する、もちろん、そのためにですね観光ボランティア増やしている。実際ちょっと個人的で恐縮ですけども、今年の5月かな、会社のOB会、会社の勤務先の前のですね、横浜の友だちやなんか呼んで、こっちで、OB会やってその時、観光ボランティアの方に案内してもらったら、大変喜ばれました。やっぱり、ボランティアさんがそうですね、こんなに分かりやすいんだなあっと実感しました。ただ、観光ボランティアもですね、なかなか手がない、後継者も育たない。実は、話はそれですけども、私がやっていたファミリーサポートセンターもですね、

なかなか受け手がなくて困ってんですけども、そういう育成もですね、考える。あと、それを単なるボランティアの会に任せるだけではなくてですね、町からどんだんだんだんだですね、そういう有利な条件もですね、出すべきじゃないかと、そうしないと街中観光が来てですね、うまくおもてなしできないんじゃないかなあという心配がありますのでですね、それについてちょっと考えがあればお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 1点目のですね、町で分譲している住宅団地等のPRということなんですけども、おかげさまでですね、おかげさまでですね、御祭団地とか、紙漉団地とかですね、分譲することができてですね、今残っているのか岩本団地とここ造ったですね、上舞木とかですね、残っておりますんでそれらのPRについては今後、努めていきたいと思えます。

それから観光ボランティアとかですね、そういう方々に対するですね、考え方というんですか、町の対応なんですけども、当然ですね、行政でできない部分はそういう民間の方、町民の方にですね、ボランティアということでお世話になっておまして、そういう方があってですね、観光なりいろんなやつが進んでおりますんで、今後ともですね、そういう方が働きやすいといえますかですね、活動しやすいようにですね、町としても支援できることについては、考えていきたいという、考えております。以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 14番日下部三枝君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○14番(日下部三枝君) 議長のお許しを得ましたので、通告しておきました1件についてお伺いいたします。昨年議決になりました三春町第7次長期計画、目標6の協働と町民参画による自立したまちづくりの施策の、男女協同参画として、政策・方針決定の場合の女性の参画促進があげられております。その目標達成のために各種審議会における女性の登用率を平成25年18.8%から平成31年には30%とするとあります。

そこでお聞きしたいのですが、事務報告書、非常勤職員とされる各種審議会、委員会の中で女性の増員を考えられるものはどれなのか、また、その他の委員会等において、平成31年までに30%に上げるための策、計画についてお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 ご質問にお答えいたします。まず、非常勤職員の数であります。議会議員の皆様をはじめ、区長、副区長、消防団員等の合計で、平成26年度の総数は49団体1,114名であり、そのうち女性が104名で、全体の9.34%であります。

どの委員などの女性割合を増員していくのかということにつきましては難しい問題ではあります。今後、改選時期の新たな選任の際には、女性の割合が低い委員などについては、積極的な女性登用を呼びかけるなど、増員を図って参りたいと考えております。

次に、「平成31年までに30%」という数字についてでございますが、これは、国の「第3次男女共同参画基本方針」における「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」ということが基となっているのかと思われ。この内容を全ての非常勤職員等に当てはめることは困難

であると考えますが、今後、推薦依頼や募集を行う際に、女性の登用について積極的に配慮するなど、女性の占める割合の向上に努めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○14番（日下部三枝君） 非常勤職員の中に地方自治法202条の3、180の5の審議会、委員会が入っております、それをみますとすでに、30%を超えているもの、超えないもの、10%以下、登用0というものもあります。この中で資格が必要なもの、または専門的な知識を要するもの以外で、女性が入っていたほうが良いのではないかと、または、女性が入るべきではないかと思われるものがあります。例えばですけども、これは非常勤で今言った自治法の中には入っておりませんが、三春町の病院事業運営協議会、これは例えば10人協議会の委員がいらっしゃいますけども、その中に今、女性は0です。こういうものがあるということと考えますと、ただ、今低いものからということだけでなく、やはりどれが必要なのか、どれには女性が入らなくてはいけないのか、というやはり優先順位が必要なのかなあと思われますが、そのことについて一つお聞きします。

また、(2)の方、各課におけるイベントの実行委員会等への女性の登用、これも意識して行われるべきではなかと思われます。ここ1年間の中で、今まで女性が入っていない会に女性が入ったおかげで良いアイデアがでたという話を聞いております。また、そこに入った人たちも非常に喜んでおるということを話しに聞いております。また、議会も今までは16人のうち女性が1人でした。これも3人になりまして、約18%ぐらいまで登用率が上がってきてまして、これは議員の、女性議員の皆さん、これは新しく入った方たちの努力の賜物だと思いますけども、これで、やはり議会の中も変わっていくのではないかなあと思っております。そういうことを考えますと、町民の半分が女性でありますので、ぜひそれぞれの会の中に女性を入れていってほしいと思っております。また、今の答弁の中で第3次男女協同参画基本方針の基になっているので30%という話が出ましたけれども、もともとなったのはそれであっても、長期計画の目標として載せているわけですから、これは町の目標値であると考えられます。また、これをすべての委員会に当てはめるということは無理であっても、目標に近づけるために1年目、2年目、3年目というふうに計画的に、また、各担当で申し合わせをしながら、施策を考えていったらいいのではないかなと思われますが、その2点についてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 再質問にお答えします。まず、1点目、女性がもっと委員会等へ入るべき委員会が数あるのではないかと、というご指摘ございます。基本的にすべての委員会、女性が入って、これは全くおかしくはございません。そう意味では、そういった努力は引き続き続けてはいくという考えに変わりはありません。その2点目、3点目にございました各課イベントへ女性の登用で非常に効果があったという部分も含めて理解しております。それも含めて、そういった女性の登用の向上に努めて参りたいということでございます。最後にございました第3次男女協働参画による30%でなくて、7次長計も目標に向けて努力すべきということについても異論はございません。

この1点目から3点目、共通してどうしてなかなかこの目標値が達成できないのか、ということについて、やはり、2つぐらい大きな原因があるのかと思っております。1つ目は指導的地位を担う女性の育成が果たして十分であったかと、委員として出てくるまでは、例え

ば地域の役員さんになるとか、そういった過程を踏まえて初めてそちらの会の方に入ってこられると、だいたい同じような経過をたどって、委員会なり、審議会もそういったいわゆる実務経験あるいは、経験を通して育ってくるという部分がございます。この1点目のそういった経験の部分で女性の育成が果たして十分であったかということにつきましては、行政を含め反省すべき材料があるのではないというのが1点、もう一つ、やはり今度は家庭との関係となりますと、男性は仕事、女性は家庭といった男女の性別の役割分担の根強い意識があるというふうなことがあげられるかと思えます。まだまだ、そういった傾向が強い中で、仮に極端な話し、強制的に女性を機械的に当てはめられるようになれば、選ばれた委員さんはそれでも忙い家庭と新たに、頼まれたというか逆に押し付けられた公務、両立を強いられることとなります。そういった環境を、どうして解消していくかというふうなやはり、これは行政だけでは力が及ばぬ部分がございます。そういった二つの大きな原因を踏まえますと、確かに割合はまだまだ低くはあるんですが、25年度の事務報告書の数値と26年度の事務報告書の数値をみてみますと、トータルでみますと本当にわずかな数字であるんですが、25年度ですと母数も変えていますパーセントだけで言いますと、8.81%だったものが、最新の先程ございました26年度の中で9.34%、0.5ポイント程度の向上ではありますが、全体的に少しずつではあります、各委員会の中でも確かに女性も入ったほうがいいんだよという言葉は、もうすでにすべての委員会においてでしております。やはり、さきほどいった大きな2つの原因これは、まだまだ高いハードルかなと思っております。ただ、こういった動きを引き続き継続して行く中で理解は深まっていくのかというふうに考えてございます。本日、このような一般質問をいただいた中でこれが町民の方に放送されますので、時代はこういうふうに変っていると部分もこれも大きな効果の一つというふうに考えますので、確かに目標はそれに沿って、努力すべきだと思いますが、現実に沿った対応もやらなければならない。というふうに考えてございます。

1点、最新の昨日の報道の中にもございました。新聞の発表にございましたけども、政府のほうでも女性登用の30%、昨日付けでこれの目標値を下方修正したというふうな記事が載ってございました。やはり国のほうでも同じような原因で育成が不十分だったと反省を踏まえて今後は分野別の数字におきかえて、目標は目標として努力はしていくか現実的に達成可能な数字に努力はしていくと、若干、ニュアンスが変わっております。やはり、表現はいろいろございますが、国もあるいは町といった自治体においても基本的な構造は同じと考えてございますので、そういった点を踏まえながら、引き続き努力は続けさせていただきます。ただ、あと2年以内に30%というのはやはり難しい話しなのかなあと考えてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○14番（日下部三枝君） 今の答弁の中で、実際に女性の育成が必要だと言う話しができました。この30%という基になったが、男女共同参画の基本方針の中で指導者となる女性の場合の話だったと思います。ただ、今回三春町の非常勤のところの公務員、公務員の中の審議会、委員会の女性というのはあくまでも、指導者というか、指導的立場とは限らないと思います。それで考えますと、これが達成可能、不可能かというところではないような気がします。これで、足引っ張っているという言い方は失礼なんですけど、ここの非常勤の場合には、あくまでもこれに消防団、それから区長さん、そういう人の人数が大分入っているから落ちてます。これがぬいた本当のこの公務員法の中の部分で考えますと18.8%という、県に提出した町のパーセントこれが合ってます。だいたい。と言いますと、私は30%って

うのは達成不可能とは考えられない。というのは先程言ったように、あて職でその方が楽だから、と言ったら失礼ですけども、それで入っていく委員の人たちが結構いるのではないかなあと考えてます。さきほどの病院の方の話しでないですけども、あれも結局はあて職で入っていくと、そうすると今、区長さんたちは全部男性です。そうするとあて職で入っていけば必ず、それは男性になるということが起きてくる状況だと思いますので、やはりその辺のことをもうちょっと考えながら、審議会・委員会の女性登用を考えていただきたいと思っております。その辺のことで、そして、先程言いました優先順位というのをやっぱり今回よく委員会・審議会みてもらって、これは必ず女性がいなくてはだめだなというのがいくつかあるはずだと思いますので、その辺をやっぱり検討していただきたいなあと考えております。そのことについて、町当局の考えをお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 今お質しの中にありました例えば、消防団員とか区長さんを除けば、かなりの割合で女性の登用率が、確におっしゃるとおりでございます。かなりの部分のかなりの数の委員会が平均の9.34%より超えた構成となっております。そういうことに限って言わせていただければ、努力すべき比較的、その目標に到達しやすいというふうに考えてございますので、町としてもそちらに向けては先程、申しましたとおり努力は続けさせていただきま。そういったことを続けさせていただいていきたいと思っております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○14番（日下部三枝君） 今の努力していくと言う中に入っているかあとと思いますけれども、安易にあて職で委員会・審議会に人選をしないという、そういうこともやはり考えていただきたいと思っておりますので、その辺を一言お伺いして終わりにしたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 その点については、改選時期が近くなってきた中で、今のお質しにあったような単純なあて職にとどまらないで、女性の登用を積極的に考えていただきたいということにつきましては、事務局である町行政側の方から、逐一申し上げていきたいと思っております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

……………・・ 散 会 宣 言 ・……………

○議長 本日の一般質問は、すべて終わりました。

以上で本日の日程はすべて終了いたします。これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時37分）

平成27年12月9日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 影 山 初 吉
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 佐 藤 弘
16番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 収 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	工 藤 浩 之	財 務 課 長	佐久間 幸 久
住 民 課 長	新 野 徳 秋	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	本 間 徹	保 健 福 祉 課 長	佐久間 孝 夫
産 業 課 長	佐 藤 哲 郎	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	増 子 伸 一

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	影 山 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	滝 波 広 寿

農業委員会会長	宗 形 義 匡
---------	---------

代表監査委員	大 津 茂
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成27年12月9日（水曜日） 午後2時23分開会

第1 議案第100号の一部訂正の件について

第2 付託陳情事件の委員長報告並びに審査

第3 付託議案の委員長報告

第4 議案の審議

議案第99号 財産の無償譲渡について

議案第100号 三春町長等政治倫理条例の制定について

議案第101号 三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議案第102号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

議案第103号 三春町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第104号 三春町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

議案第105号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第106号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第107号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第108号 ばんとうプラザ設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第109号 三春ふれあいの蔵設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第110号 三春町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第111号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第112号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて

議案第113号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議案第114号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議案第115号 田村広域行政組合理約の変更について

議案第116号 平成27年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

議案第117号 平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第118号 平成27年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第119号 平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について

議案第120号 平成27年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について

（議員提出議案）

議案第121号 三春町議会議員政治倫理条例の制定について

議案第122号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出について

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後2時23分）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

…………… 議案第100号の一部訂正について ……………

○議長 ただいま、町長から提出されている 議案第100号「三春町長等政治倫理条例の制定
について」、その内容の一部について訂正したいとの申し出がありましたので、「議案第100号
の一部訂正の件」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思いますが、ご
異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、「議案第100号の一部訂正の件」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに
議題とすることに決定いたしました。

追加日程表を配布いたしますので少々お待ちください。

（事務局が追加日程表を配布）

○議長 追加日程第1により、「議案第100号の一部訂正の件」を議題といたします。

○議長 「議案第100号の一部訂正の件」について、町長から訂正理由の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 それでは、説明をいたします。議案第100号「三春町長等政治倫理条例の制定について」、総務常任委員会における審議において、委員定数等について一部訂正すべきとの意見がありましたので、三春町議会議員政治倫理条例に合わせて訂正することといたしました。このことについては、新旧対照表のとおりでありますので、訂正くださるようお願いをいたします。

○議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第100号の一部訂正の件」を許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、「議案第100号の一部訂正の件」については、これを許可することに決定いたしました。

…………… 付託陳情事件の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が12月定例会において付託を受けた陳情事件2件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については12月7日役場3階会議室において開会いたしました。

陳情事件第7号 マイナンバー（共通番号）制度実施の中止または延期の意見書を国に提出すること、三春町でのマイナンバー制度の拙速な導入を中止または延期すること求める陳情

陳情者 三春町字清水55 大河原さき

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めること、また、制度導入の中止または延期を求めるものであります。

陳情項目 1 マイナンバー（共通番号）制度実施の中止または延期の意見書を国に提出すること

1 三春町でのマイナンバー制度の拙速な導入を中止または延期すること

以上について、総務課長の同席を求め慎重に審査をいたしました。採決の結果、本陳情については、賛成1・反対3でありました。

以上により、不採決をすべきものと決しました。

陳情事件第8号 戦争法の強行採決に抗議し法の廃止を求める意見書の提出について

陳情者 三春町字一本松132 社会民主党田村総支部 支部長 中村 功二

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情項目 地方自治法第99条の規定により、関係機関に戦争法の採択強行に抗議し、法の廃案を求める意見書を提出すること

以上について、総務課長の同席を求め慎重に審査をいたしました結果、本陳情については、様々な意見があることから今後の社会動向を見守ることとして、継続審議すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が12月定例会において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、12月7日、第3委員会室において開会いたしました。

陳情事件第6号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書

陳情者 田村市船引町東部台1-137 福島県教職員組合田村支部長 三浦隆郎

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情項目 公立小中学校の教職員数の充実・確保のために、国の関係機関に意見書を提出すること

以上について、教育長及び教育次長の同席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第3により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月3日に日程設定を行い、12月3日、7日、8日及び12月9日の4日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第100号 三春町長等政治倫理条例の制定について

議案第101号 三春町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議案第102号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての制定について

議案第103号 三春町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上4案について総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

特に、議案第100号については、審査会の委員数と審査会を非公開にする場合の委員が同意する数について当委員会として申し入れを行い、一部訂正案を了承いたしました。

以上4案について、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第115号 田村広域行政組合規約の変更について

総務課長及び住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第105号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第99号 財産の無償譲渡について

議案第104号 三春町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第116号 平成27年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

以上3案について財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は12月3日に日程設定を行い、12月7日及び12月9日の2日間、第4委員会室において開会いたしました。

議案第108号 ばんとうプラザ設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第109号 三春ふれあいの蔵設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第110号 三春町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例の制定について

以上3案について、産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第111号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第116号 平成27年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

建設課長、産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月3日に日程設定を行い、12月7日及び9日の3日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第106号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第107号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

以上2案について、保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第116号 平成27年度三春町一般会計補正予算（第5号）について
教育長、教育次長、生涯学習課長、住民課長及び保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第117号 平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第120号 平成27年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について
以上2案について、保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第118号 平成27年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について
住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議案第112号、第113号、第114号及び第119号の4議案につきましては、委員会に付託せず全体会で審査を行いましたので、申し添えます。

…………… 議案の審議 ……………

○議長 日程第4により、議案の審議を行います。

議案第99号 「財産の無償譲渡について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第99号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第100号 「三春町長等政治倫理条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第100号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第101号 「三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」

を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第101号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第102号 「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第102号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第103号 「三春町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第103号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第104号 「三春町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第104号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第105号 「三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第105号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第106号 「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第106号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

議案第107号 「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第107号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第108号「ばんとうプラザ設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第108号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第109号「三春ふれあいの蔵設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第109号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第110号「三春町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第110号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

議案第111号 「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第111号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第112号 「副町長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

(議長の声あり)

○議長 橋本副町長！

○副町長 本議案は、私の一身上の議案ですので退場を許可してください。

○議長 退場を許可いたします。

(橋本副町長退場)

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより「議案第112号」を採決いたします。

(11番議員より、議長の声あり)

○議長 11番小林鶴夫君

○11番(小林鶴夫君) 本議案に関しましては、無記名による投票を求めます。

(賛同者が発言者以外の2名(3番影山初吉君、6番鈴木利一君)からあり)

○議長 ただいま、本案の採決に関し、3名以上の議員から要求がありました。したがって、会議規則第78条第1項の規定により、無記名投票での採決といたします。

○議長 それでは、これから議案第112号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(事務局職員が議場の出入口を閉鎖。)

○議長 ここで、投票準備のため少しお待ちください。

(事務局職員 投票の準備)

○議長 ただいまの出席議員は16名であります。

○議長 次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、「9番三瓶文博」君及び「10番佐久間正俊」君の両名を指名いたします。

○議長 投票用紙を配付いたします。

(事務局職員が議席に行き、議員に1枚ずつ配付)

○議長 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 配付漏れなしと認めます。

記載につきましては、記帳台にてお願いいたします。

○議長 投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○3番(影山初吉君) 議長、いいですか。

○議長 3番影山初吉君！

○3番(影山初吉君) 当然、賛成・反対と書くと思うんですが・・・

○事務局長 それはこれから。

○議長 異状なしと認めます。

○議長 ただいまから投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議長 なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

会議規則第79条の規定により、本案に賛成の方は、「賛成」と、反対の方は「反対」と記入願います。

○事務局長 それでは私の方から、議席番号と名前をお呼びしますので、順に投票をお願いいたします。

○事務局長 1番 新田信二議員 2番 本田忠良議員 投票をお願いいたします。

(2名投票)

3番 影山初吉議員 4番 松村妙子議員 投票をお願いいたします。

(2名投票)

5番 山崎ふじ子議員 6番 鈴木利一議員 投票をお願いいたします。

(2名投票)

7番 佐藤一八議員 8番 渡辺正久議員 投票をお願いいたします。

(2名投票)

9番 三瓶文博議員 10番 佐久間正俊議員 投票をお願いいたします。

(2名投票)

11番 小林鶴夫議員 12番 橋本善次議員 投票をお願いいたします。

(2名投票)

13番 影山常光議員 14番 日下部三枝議員 投票をお願いいたします。

(2名投票)

15番 佐藤 弘議員 投票をお願いいたします。

(1名投票)

○議長 投票漏れはありますか。

(なしの声あり)

○議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

○議長 開票を行います。

立会人9番三瓶文博君及び10番佐久間正俊君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票作業)

○議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 15票

有効投票 15票

無効投票 0票

白票 0票

有効投票のうち、

賛成 6票

反対 9票

○議長 以上のおおり、反対が多数であります。

したがって、議案第112号は否決されました。

○議長 議場の出入口を開きます。

(事務局職員が出入口を開錠)

○議長 橋本国春氏の入場を許可します。

(橋本副町長入場)

○議長 議案第113号 「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第113号を採決いたします。

本案は原案のおおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のおおり服部郁子氏を人権擁護委員候補者として推薦することに、同意することに決定いたしました。

議案第114号 「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第114号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり伊藤久雄氏を人権擁護委員候補者として推薦することに、同意することに決定いたしました。

議案第115号 「田村広域行政組合規約の変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第115号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第116号「平成27年度三春町一般会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第116号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第117号「平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第117号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第118号「平成27年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第118号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第119号「平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第119号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第120号「平成27年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

収益的支出及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第120号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第121号「三春町議会議員政治倫理条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第121号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、7番佐藤一八君外2名より、議案第122号「公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出について」が提出されました。

○議長 この際、日程に追加して議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第122号を日程第4に追加し、議題とすることに決しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(事務局が議案書を配布)

○議長 配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 議案第122号「公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

7番 佐藤一八君！

○7番(佐藤一八)議員 議案第122号「公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出について、地方自治法第99条の規定により、公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成27年12月9日提出

提出者 三春町議会議員 佐藤一八

賛成者 三春町議会議員 新田信二、賛成者 三春町議会議員 橋本善次

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元の配布いたしました意見書のとおりであります。

平成27年12月9日 三春町議会議長 陰山丈夫

以上提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第122号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生常任委員会委員長、並びに議会運営委員会委員長より所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修対策、三春町町立学校再編等調査、三春町議会広報広聴の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申し出のとおり所管に係る事項について閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に提出された議案は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 12月定例会ご苦労様でございました。副町長の人事案件が否決になったことは、誠に残念でありますけれどもそれ以外については可決をしていただきました。いろいろ反省すべき点があるのかなあと考えておりますけれども、定例会が終わりますとまもなく新しい年を迎えます。寒さも厳しくなって参ります。どうか議員の皆さん方風邪などひかないようにしながらですね、良い年を迎えられますように祈念をいたしましてあいさつにいたします。ご苦労さまでした。

……………閉会宣言……………

○議長 これをもって、平成27年三春町議会12月定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午後2時23分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年12月9日

福島県田村郡三春町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 99号	財産の無償譲渡について	全 員	原案可決
議案第100号	三春町長等政治倫理条例の制定について	全 員	原案可決
議案第101号	三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第102号	非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第103号	三春町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第104号	三春町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第105号	三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第106号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第107号	三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第108号	ばんとうプラザ設置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第109号	三春ふれあいの蔵設置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第110号	三春町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第111号	三春町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第112号	副町長の選任につき議会の同意を求めることについて	賛成6・ 反対9	否決
議案第113号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全 員	同意
議案第114号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全 員	同意
議案第115号	田村広域行政組合格約の変更について	全 員	原案可決
議案第116号	平成27年度三春町一般会計補正予算(第5号)について	全 員	原案可決
議案第117号	平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	全 員	原案可決
議案第118号	平成27年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について	全 員	原案可決
議案第119号	平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第3号)について	全 員	原案可決

議案第120号	平成27年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第121号	三春町議会議員政治倫理条例の制定について	全 員	原案可決
議案第122号	公立小中学校の教職員の充実・確保を求める意見書の提出について	全 員	原案可決